

令和 8 年 2 月 (定例会)

第 399 回宮城県議会議案

目 次
議 案

		頁
議第 16 号議案	地域未来基金条例	5
議第 17 号議案	宮城県立劇場条例	7
議第 18 号議案	職員定数条例の一部を改正する条例	29
議第 19 号議案	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	31
議第 20 号議案	県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	35
議第 21 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	37
議第 22 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	40
議第 23 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	47
議第 24 号議案	公文書館条例の一部を改正する条例	48
議第 25 号議案	宮城県公告式条例の一部を改正する条例	51
議第 26 号議案	行政手続条例の一部を改正する条例	54
議第 27 号議案	情報公開条例の一部を改正する条例	62
議第 28 号議案	公益認定等委員会条例の一部を改正する条例	66
議第 29 号議案	各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定等に関する条例	68
議第 30 号議案	手数料条例の一部を改正する条例	125
議第 31 号議案	みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例	140

議第 32 号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	142
議第 33 号議案	化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	151
議第 34 号議案	障害者体育施設条例の一部を改正する条例	153
議第 35 号議案	福祉型障害児入所施設条例の一部を改正する条例	156
議第 36 号議案	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	160
議第 37 号議案	国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	162
議第 38 号議案	道路占用料等条例の一部を改正する条例	165
議第 39 号議案	宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例	171
議第 40 号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	173
議第 41 号議案	県立学校条例の一部を改正する条例	180
議第 42 号議案	美術館条例の一部を改正する条例	182
議第 43 号議案	歴史博物館条例の一部を改正する条例	184
議第 44 号議案	県行政に係る基本的な計画の変更について（宮城県国土利用計画）	186
議第 45 号議案	食の安全安心の確保に関する基本的な計画の策定について	187
議第 46 号議案	県行政に係る基本的な計画の策定について（宮城県消費者施策推進基本計画）	188
議第 47 号議案	文化芸術振興ビジョンの策定について	189
議第 48 号議案	男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定について	190
議第 49 号議案	民間非営利活動の促進に関する基本的な計画の策定について	191
議第 50 号議案	安全・安心まちづくりに関する基本計画の策定について	192

議第 51 号議案	青少年の健全な育成に関する基本計画の策定について	193
議第 52 号議案	おおむね10年を期間とする食、農業及び農村の振興に関する基本的な計画の変更について	194
議第 53 号議案	水産業の振興に関する基本的な計画の変更について	195
議第 54 号議案	包括外部監査契約の締結について	196
議第 55 号議案	地方独立行政法人宮城県立こども病院が作成した業務運営に関する目標を達成するための計画の認可について	197
議第 56 号議案	令和 8 年度市町村受益負担金について	198
議第 57 号議案	専決処分の承認を求めることについて（選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）	199
議第 58 号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度宮城県一般会計補正予算）	200

議第16号議案

地域未来基金条例

(設置)

第1条 県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができ、持続的に発展する地域社会の形成に向けた地方創生に関する施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(处分)

第5条 基金は、第1条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第17号議案

宮城県立劇場条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 県立劇場（第6条—第20条）

第3章 みやぎN P O プラザ（第21条—第35条）

第4章 指定管理者選定委員会（第36条—第41条）

第5章 雜則（第42条—第44条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び第3項の規定に基づき、宮城県立劇場の設置及び管理に
関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 文化芸術を創造し、発信し、享受する場の提供及び営利を目的とせず自発的に行う社会的・公益的な活動（第21条、第22条及び第
25条第3項において「民間非営利活動」という。）の総合的な促進により、県民が集い、交流し、共感し、もって心豊かな生活及び活力
ある地域社会の実現に寄与することを目的として、宮城県立劇場（以下「複合施設」という。）を設置する。

(位置)

第3条 複合施設は、仙台市に置く。

(構成及び運営)

第4条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 県立劇場

(2) みやぎNPOプラザ

2 複合施設は、前項各号に掲げる施設相互の有機的な連携の下で運営されなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 知事は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、前条第1項各号に掲げる施設の管理を行わせることができる。

第2章 県立劇場

(設置)

第6条 文化芸術を創造し、発信し、享受する場を提供すること等により、文化芸術の振興及び総合的な交流等を図り、もって県民生活の向上に寄与するため、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第1項に規定する劇場、音楽堂等として、県立劇場（以下「劇場」という。）を設置する。

(業務)

第7条 劇場において、次に掲げる業務を行う。

(1) 文化芸術を鑑賞する場及び機会の提供に関する事。

(2) 文化芸術の発表を行う場及び機会の提供に関する事。

- (3) 文化芸術の普及啓発に関すること。
 - (4) 文化芸術に係る人材の育成に関すること。
 - (5) 地域の活性化に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、劇場の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務
- (使用時間)

第8条 劇場の使用時間は、駐車場にあっては午前零時から午後12時まで、その他の施設にあっては午前9時から午後10時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 劇場の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日））
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(使用許可)

第10条 劇場を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、劇場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 劇場の設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、劇場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 知事は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用者の行為の制限)

第11条 前条第1項の許可を受けて劇場を使用する者（以下「劇場使用者」という。）は、劇場において次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 前条第1項の許可を受けた施設、設備又は器具以外のものを使用すること。

(2) 寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行うこと。

(3) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸すること。

(4) 現状を変更すること。

(5) 使用目的外に使用すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

(使用許可の取消し等)

第12条 知事は、劇場使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により第10条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第10条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、劇場の管理上特に必要があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第13条 劇場使用者は、第10条第1項の許可の期間が満了したときは、速やかに当該許可に係る施設を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第14条 劇場使用者からは、別表第1に定める使用料（以下「劇場使用料」という。）を徴収する。

2 劇場使用料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

3 知事が既に徴収した劇場使用料は、返還しない。ただし、劇場使用者がその責めに帰すことのできない事由により劇場を使用することができなくなったときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第15条 知事は、特別の事情があると認めるとときは、劇場使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の規定により劇場使用料の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 使用しようとする期間
- (3) 使用しようとする施設、設備及び器具
- (4) 免除を受けようとする理由

(指定管理者に関する読み替え)

第16条 第5条の規定により指定管理者に劇場の管理を行わせる場合（以下この章において「指定管理者による管理の場合」という。）における第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「劇場の指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、知事の承認を受けて」とする。

2 指定管理者による管理の場合における第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「劇場の指定管理者」とする。

（管理業務の範囲）

第17条 劇場の指定管理者（以下「劇場指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第7条各号に掲げる業務
- (2) 劇場の使用の許可に関する業務
- (3) 劇場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

（利用料金）

第18条 指定管理者による管理の場合については、第14条及び第15条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合については、劇場使用者は、その使用に係る料金（以下「劇場利用料金」という。）を劇場指定管理者に支払わなければならない。

3 劇場利用料金は、劇場使用料の額に100分の150を乗じて得た額を上限として、劇場指定管理者が定める。この場合において、劇場指定管理者は、あらかじめ当該劇場利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 劇場利用料金は、劇場指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第19条 劇場指定管理者が既に収受した劇場利用料金は、返還しない。ただし、劇場使用者がその責めに帰すことのできない事由により劇場を使用することができなくなったときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第20条 劇場指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、劇場利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第3章 みやぎNPOプラザ

(設置)

第21条 民間非営利活動を総合的に促進するための拠点施設として、みやぎNPOプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(業務)

第22条 プラザにおいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 民間非営利活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 民間非営利活動に係る相談及び研修に関すること。
- (3) 民間非営利活動に係る調査及び研究に関すること。
- (4) 民間非営利活動を行う者に対する施設、設備又は器具の提供に関すること。
- (5) 民間非営利活動を行う者、県民、企業、県その他の多様な主体相互の連携及び交流の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プラザの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(使用時間)

第23条 プラザの使用時間は、次に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるとき

は、使用時間を変更することができる。

- (1) 日曜日及び休日 午前9時30分から午後5時30分まで
 - (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後9時30分まで
- (休館日)

第24条 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日（休日に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日））
 - (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (使用許可)

第25条 プラザを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、プラザを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その使用を許可してはならない。

- (1) プラザの設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 別表第2に掲げる施設（事務室大1の項から事務室小4の項までに掲げる施設に限る。次項において「特定施設」という。）について
は、一定期間継続的に民間非営利活動を行う見込みがあると認められる者に限り、使用することができる。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定施設を使用する者を公募し、選考しなければならない。

5 知事は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(使用者の行為の制限)

第26条 前条第1項の許可を受けてプラザを使用する者（以下「プラザ使用者」という。）は、プラザにおいて次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の許可を受けた施設、設備又は器具以外のものを使用すること。
- (2) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸すること。
- (3) 現状を変更すること。
- (4) 使用目的外に使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

(使用許可の取消し等)

第27条 知事は、プラザ使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により第25条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第25条第5項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、プラザの管理上特に必要があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第28条 プラザ使用者は、第25条第1項の許可の期間が満了したときは、速やかに当該許可に係る施設を原状に回復しなければならない。

前条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第29条 プラザ使用者からは、別表第2に定める使用料（以下「プラザ使用料」という。）を徴収する。

- 2 プラザ使用料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。
- 3 知事が既に徴収したプラザ使用料は、返還しない。ただし、プラザ使用者がその責めに帰すことのできない事由によりプラザを使用することができなくなったときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第30条 知事は、特別の事情があると認めるとときは、プラザ使用料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の規定によりプラザ使用料の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 使用しようとする期間
 - (3) 使用しようとする施設、設備及び器具
 - (4) 免除を受けようとする理由

(指定管理者に関する読み替え)

第31条 第5条の規定により指定管理者にプラザの管理を行わせる場合（以下この章において「指定管理者による管理の場合」という。）における第23条及び第24条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「プラザの指定管理者」と、「認めるときは」とあるのは「認めるときは、知事の承認を受けて」とする。

2 指定管理者による管理の場合における第25条から第28条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「プラザの指定管理者」とする。

(管理業務の範囲)

第32条 プラザの指定管理者（以下「プラザ指定管理者」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第22条各号に掲げる業務
- (2) プラザの使用の許可に関する業務
- (3) プラザの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(利用料金)

第33条 指定管理者による管理の場合については、第29条及び第30条の規定は、適用しない。

2 指定管理者による管理の場合については、プラザ使用者は、その使用に係る料金（以下「プラザ利用料金」という。）をプラザ指定管理者に支払わなければならない。

3 プラザ利用料金は、プラザ使用料の額を上限として、プラザ指定管理者が定める。この場合において、プラザ指定管理者は、あらかじめ当該プラザ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 プラザ利用料金は、プラザ指定管理者の収入とする。

(利用料金の返還)

第34条 プラザ指定管理者が既に收受したプラザ利用料金は、返還しない。ただし、プラザ使用者がその責めに帰することのできない事由によりプラザを使用することができなくなったときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第35条 プラザ指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、プラザ利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第4章 指定管理者選定委員会

(指定管理者選定委員会への諮問)

第36条 知事は、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年宮城県条例第43号）第3条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県立劇場指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。

(指定管理者選定委員会の設置)

第37条 知事の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県立劇場指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第38条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、必要な都度、知事が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第39条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第40条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する事項)

第41条 第37条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第5章 雜則

(入館の拒否等)

第42条 知事（第5条の規定により指定管理者に劇場又はプラザの管理を行わせる場合にあっては、当該指定管理者を含む。次条第1項において同じ。）は、複合施設の施設、設備、器具等を損傷し、その他複合施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

(損傷等の届出等)

第43条 劇場使用者、プラザ使用者その他複合施設を利用する者（次項において「複合施設利用者」と総称する。）は、複合施設の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 故意又は過失により複合施設の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失した複合施設利用者は、当該損傷し、若しくは亡失した複合施設の施設、設備、器具等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、複合施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4章並びに次項及び附則第3項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による指定管理者の指定、第18条第3項又は第33条第3項に規定する承認その他の準備行為並びに第10条第1項又は第25条第1項に規定する許可、第18条第2項又は第33条第2項の規定による利用料金の収受その他の指定管理者による劇場又はプラザの管理に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表（第1条、第2条、第7条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>報 酬 額</th><th>旅 費</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>宮城県公文書管理委員会の委員</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>宮城県立劇場指定管理者選定委員会の委員</td><td>出席1回につき 1万1,900円</td><td><u>6 級</u></td></tr></tbody></table>	名 称	報 酬 額	旅 費	[略]	[略]	[略]	宮城県公文書管理委員会の委員	[略]	[略]	宮城県立劇場指定管理者選定委員会の委員	出席1回につき 1万1,900円	<u>6 級</u>	<p>別表（第1条、第2条、第7条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>報 酬 額</th><th>旅 費</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>宮城県公文書管理委員会の委員</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	報 酬 額	旅 費	[略]	[略]	[略]	宮城県公文書管理委員会の委員	[略]	[略]			
名 称	報 酬 額	旅 費																							
[略]	[略]	[略]																							
宮城県公文書管理委員会の委員	[略]	[略]																							
宮城県立劇場指定管理者選定委員会の委員	出席1回につき 1万1,900円	<u>6 級</u>																							
名 称	報 酬 額	旅 費																							
[略]	[略]	[略]																							
宮城県公文書管理委員会の委員	[略]	[略]																							

別表第1（第14条関係）

(1) 施設の使用料

使用区分	使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後・夜間		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
グランドホール	舞台及び全客席を使用する場合	平日	8万3,700円	13万4,000円	16万7,500円	21万7,700円	30万1,500円	36万2,800円	
		土曜日 日曜日 休日	10万4,700円	16万7,500円	20万9,300円	27万2,200円	37万6,800円	45万3,600円	
		舞台並びに1階席及び2階席を使用する場合	平日	7万5,900円	12万1,500円	15万1,900円	19万7,400円	27万3,400円	32万9,000円
		土曜日 日曜日 休日	9万4,900円	15万1,900円	18万9,800円	24万6,800円	34万1,700円	41万1,300円	
	舞台及び1階席を使用する場合	平日	6万4,900円	10万3,800円	12万9,800円	16万8,700円	23万3,600円	28万1,200円	
		土曜日 日曜日 休日	8万1,100円	12万9,800円	16万2,200円	21万900円	29万2,000円	35万1,500円	

スタジオ シアター	客席を使 用する場 合	平日	2万1,500円	3万4,400円	4万3,000円	5万5,900円	7万7,400円	9万3,200円
		土曜日 日曜日 休日	2万6,900円	4万3,000円	5万3,800円	6万9,900円	9万6,800円	11万6,500円
		平日	4万4,600円	7万1,400円	8万9,300円	11万6,000円	16万700円	19万3,400円
	客席を使 用しない 場合	土曜日 日曜日 休日	5万5,800円	8万9,300円	11万1,600円	14万5,100円	20万900円	24万1,800円
		平日	1万1,300円	1万8,000円	2万2,500円	2万9,300円	4万500円	4万8,800円
	アートスペース		土曜日 日曜日 休日	1万4,100円	2万2,500円	2万8,100円	3万6,600円	5万600円
ギャラリ ー1	全面使 用する場 合	平日	1万1,200円	1万7,900円	2万2,400円	2万9,100円	4万300円	4万8,600円
		土曜日 日曜日 休日	1万4,000円	2万2,400円	2万8,000円	3万6,400円	5万400円	6万700円
	区分A使 用する場 合	平日	6,800円	1万900円	1万3,700円	1万7,700円	2万4,600円	2万9,600円
		土曜日 日曜日 休日	8,500円	1万3,700円	1万7,100円	2万2,200円	3万800円	3万7,000円

	区分Bを使用する場合	平日	6,600円	1万600円	1万3,200円	1万7,200円	2万3,800円	2万8,700円
		土曜日 日曜日 休日	8,300円	1万3,200円	1万6,600円	2万1,500円	2万9,800円	3万5,900円
ギャラリー2	全面使用する場合	平日	9,500円	1万5,200円	1万9,000円	2万4,700円	3万4,200円	4万1,200円
		土曜日 日曜日 休日	1万1,900円	1万9,000円	2万3,800円	3万900円	4万2,800円	5万1,500円
	区分Aを使用する場合	平日	6,700円	1万700円	1万3,400円	1万7,400円	2万4,100円	2万9,100円
		土曜日 日曜日 休日	8,400円	1万3,400円	1万6,800円	2万1,800円	3万200円	3万6,400円
	区分Bを使用する場合	平日	4,700円	7,500円	9,400円	1万2,200円	1万6,900円	2万400円
		土曜日 日曜日 休日	5,900円	9,400円	1万1,800円	1万5,300円	2万1,200円	2万5,500円
大楽屋1			1,600円	2,100円	2,100円	3,700円	4,200円	5,800円
大楽屋2			1,600円	2,000円	2,000円	3,600円	4,000円	5,600円
中楽屋1			1,000円	1,200円	1,300円	2,200円	2,500円	3,500円
中楽屋2			1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円
中楽屋3			1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円
中楽屋4			900円	1,200円	1,200円	2,100円	2,400円	3,300円
スタッフ控室（グランドホール）			1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円

メイク控室（グランドホール）	1,000円	1,200円	1,300円	2,200円	2,500円	3,500円
衣装控室（グランドホール）	1,000円	1,200円	1,200円	2,200円	2,400円	3,400円
控室（スタジオシアター）	800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円
スタッフ控室（スタジオシアター）	900円	1,100円	1,200円	2,000円	2,300円	3,200円
衣装控室（スタジオシアター）	800円	1,000円	1,100円	1,800円	2,100円	2,900円
創作室1						1時間当たり800円
創作室2						1時間当たり400円
創作室3						1時間当たり400円
練習室1						1時間当たり500円
練習室2						1時間当たり300円
練習室3						1時間当たり300円
練習室4						1時間当たり300円
練習室5						1時間当たり800円
会議室	全面使用する場合					1時間当たり2,700円
	3分の2の区画を使用する場合					1時間当たり2,000円
	3分の1の区画を使用する場合					1時間当たり1,100円
和室	全面使用する場合					1時間当たり1,600円
	3分の2の区画を使用する場合					1時間当たり1,100円
	3分の1の区画を使用する場合					1時間当たり600円
交流ひろば				面積1平方メートルにつき1時間当たり6円		
芝生ひろば					面積1平方メートルにつき1時間当たり1円	

(2) 駐車場の使用料

駐車15分までごとに1台につき

300円以内で規則で定める額

備考

- (1) 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- (2) グランドホール又はスタジオシアターの使用者が入場料（いずれの名義をもってするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が1,001円以上3,000円以下のときはこの表に掲げる額（以下「基本額」という。）に100分の120を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が3,001円以上6,000円以下のときは基本額に100分の160を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が6,001円以上9,000円以下のときは基本額に100分の200を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が9,001円以上1万2,000円以下のときは基本額に100分の240を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が1万2,001円以上1万5,000円以下のときは基本額に100分の280を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が1万5,001円以上のときは基本額に100分の320を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、グランドホール又はスタジオシアターの使用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。
- (3) アートスペースの使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が1,001円以上3,000円以下のときは基本額に100分の160を乗じて得た額に相当する額、入場料の額が3,001円以上のときは基本額に100分の200を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、アートスペースの使用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。
- (4) ギャラリー1又はギャラリー2の使用者が入場料を徴収する場合の使用料の額は、入場料の額が1,001円以上のときは基本額に100分の160を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、ギャラリー1又はギャラリー2の使用者が物品の販売等を主たる目的と

して使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。

- (5) この表に定める使用時間外に使用する場合の使用料の額は、基本額を考慮して規則で定める額とする。
- (6) グランドホール、スタジオシアター、アートスペース、ギャラリー1又はギャラリー2を準備又は後片付けのために使用する場合の使用料の額は、基本額（第2号、第3号又は第4号の規定により使用料を算出した場合にあっては、その額）に100分の50を乗じて得た額に相当する額とする。
- (7) 第2号から第4号まで又は前号の規定により使用料を算出した場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。
- (8) 創作室1の項から和室の項までに掲げる施設の使用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の300を乗じて得た額に相当する額とする。
- (9) 交流ひろば又は芝生ひろばの使用者が物品の販売等を主たる目的として使用する場合の使用料の額は、基本額に100分の400を乗じて得た額に相当する額とする。
- (10) 交流ひろば又は芝生ひろばを使用する場合であって、その使用面積が1平方メートル未満であるとき又は当該面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- (11) 設備及び器具の使用料の額は、規則で定める。

別表第2（第25条、第29条関係）

使用区分		使用料
事務室大1	全面使用する場合	1月当たり3万5,000円
	2分の1の区画を使用する場合	1月当たり1万7,500円

事務室大2	全面使用する場合	1月当たり 2万6,600円
	2分の1の区画を使用する場合	1月当たり 1万3,300円
事務室中1		1月当たり 1万1,200円
事務室中2		1月当たり 1万1,200円
事務室中3		1月当たり 1万1,200円
事務室小1		1月当たり 5,600円
事務室小2		1月当たり 5,600円
事務室小3		1月当たり 5,600円
事務室小4		1月当たり 5,600円
会議室	全面使用する場合	1時間当たり 800円
	2分の1の区画を使用する場合	1時間当たり 400円
多目的室1		1時間当たり 300円
多目的室2		1時間当たり 300円

備考

- (1) 使用料の額が1月当たりで定められている施設を使用する場合において、使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げる。
- (2) 使用料の額が1時間当たりで定められている施設を使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- (3) 設備及び器具の使用料の額は、規則で定める。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第18号議案

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和33年宮城県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 [略]	第2条 [略]
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>20人</u>	(7) 人事委員会の事務局の職員 <u>19人</u>
(8)・(9) [略]	(8)・(9) [略]
(10) 教育委員会の所管に属する学校の職員及び県費負担教職員 <u>13,264人</u>	(10) 教育委員会の所管に属する学校の職員及び県費負担教職員 <u>13,261人</u>
(11) [略]	(11) [略]
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第19号議案

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第20条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第18条の規定に基づき各会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例で定めるところにより支給される給料の調整額を含み、かつ、この条例で定めるところにより支給される初任給調整手当、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。第14条第1項及び第15条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。第14</p>	<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第20条又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第18条の規定に基づき各会計年度任用職員について定められた正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この条例で定めるところにより支給される給料の調整額を含み、かつ、この条例で定めるところにより支給される初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。第14条第1項及び第15条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。第14</p>

手当を含む。第14条第1項及び第15条第1項において同じ。) (以下「各種手当」という。) を除いたものとする。

(報酬等)

第4条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 (以下「第1号会計年度任用職員」という。) に対しては、月額、日額又は勤務1時間当たりの額で定める額の報酬 (以下「基礎報酬」という。) 及び給料の調整額に相当する報酬 (以下これらを「基本報酬」という。) 並びに初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬 (以下「加算報酬」という。) 並びに期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、任期が6月末満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者については、期末手当及び勤勉手当を支給しない。

2～9 [略]

10 給料の調整額に相当する報酬及び加算報酬は、給与条例に規定する給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤

条第1項及び第15条第1項において同じ。) (以下「各種手当」という。) を除いたものとする。

(報酬等)

第4条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 (以下「第1号会計年度任用職員」という。) に対しては、月額、日額又は勤務1時間当たりの額で定める額の報酬 (以下「基礎報酬」という。) 及び給料の調整額に相当する報酬 (以下これらを「基本報酬」という。) 並びに初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬 (以下「加算報酬」という。) 並びに期末手当及び勤勉手当を支給する。ただし、任期が6月末満の者又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者については、期末手当及び勤勉手当を支給しない。

2～9 [略]

10 給料の調整額に相当する報酬及び加算報酬は、給与条例に規定する給料の調整額、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直

務手当及び宿日直手当の例により支給する。ただし、給料の調整額に相当する報酬並びに初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬については、前3項の例により計算した額とし、時間外勤務手当に相当する報酬の額については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額とする。

11・12 [略]

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第1号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、月額で定める基本報酬に初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当に相当する報酬の額(第4条第9項の規定により計算した額をいう。以下同じ。)を加算した額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第17条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第1号会計年度任用職員のうち日額で定める基礎報酬を支給

手当の例により支給する。ただし、給料の調整額に相当する報酬並びに初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬については、前3項の例により計算した額とし、時間外勤務手当に相当する報酬の額については、給与条例に規定する育児短時間勤務職員等に支給する時間外勤務手当の例により計算した額とする。

11・12 [略]

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 第1号会計年度任用職員のうち月額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、月額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額(第4条第9項の規定により計算した額をいう。以下同じ。)を加算した額に12を乗じ、その額をその者について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから給与条例第17条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第1号会計年度任用職員のうち日額で定める基礎報酬を支給

されるものの勤務1時間当たりの給与額は、日額で定める基本報酬に初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当に相当する報酬の額を加算した額をその者について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 第1号会計年度任用職員のうち勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、勤務1時間当たりの額で定める基本報酬に初任給調整手当、地域手当及び在宅勤務等手当に相当する報酬の額を加算した額とする。

4 [略]

されるものの勤務1時間当たりの給与額は、日額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額を加算した額をその者について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 第1号会計年度任用職員のうち勤務1時間当たりの額で定める基礎報酬を支給されるものの勤務1時間当たりの給与額は、勤務1時間当たりの額で定める基本報酬に初任給調整手当及び地域手当に相当する報酬の額を加算した額とする。

4 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第20号議案

県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第2条 実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）による職員の職務の級1級に相当する額とする。</p>	<p>第2条 実費弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、<u>定額による</u>旅行雑費及び<u>宿泊料</u>とし、その額は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）による職員の職務の級1級に相当する額とする。</p>
<p>第3条 この条例に定めるもののほか、実費弁償支給の方法については、<u>県の一般職の職員</u>の例による。</p>	<p>第3条 この条例に定めるものの外、実費弁償支給の方法については、<u>県職員</u>の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行依頼を発する旅行について適用し、施行日前に旅行依頼を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に当該旅行依頼を変更する旅行については、同条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第21号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(第1号部分休業の承認) 第20条 [略] 2 生後満1年6箇月に満たない生児を育てるための職員勤務時間条例第16条若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇 <u>(以下この条において「育児時間」という。)</u> を 与えられている職員（非常勤職員を除く。）又は職員勤務時間条例第17条の2第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の2第1項に規定する介護時間 <u>(以下この条において「介護時間」という。)</u> 若しくは職員勤務時間条例第17条の3第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休暇 <u>(以下この条において「子育て部分休暇」という。)</u> の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する	(第1号部分休業の承認) 第20条 [略] 2 生後満1年6箇月に満たない生児を育てるための職員勤務時間条例第16条若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇又は職員勤務時間条例第18条若しくは学校職員勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該 <u>特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>

第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間及び当該子育て部分休暇により勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間に相当するものとして任命権者が定める休暇を与えられている場合又は介護時間に相当するものとして任命権者が定める休暇若しくは子育て部分休暇に相当するものとして任命権者が定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇により勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が生後満1年に満たない生児を育てるための任命権者が定める休暇又は配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病若しくは老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするための任命権者が定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第22号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第10条の2 任命権者は、次に掲げる <u>子</u> （民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条の3第1項及び第19条の2第2項において同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第10条の2 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、 <u>その子</u> （民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項ま

られた職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子
- (2) 小学校義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子 (民法(明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に

で及び第19条の2第2項において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- (2) 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子の
ある職員であって、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員 (第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。) が、人事委員会規則で定めるところにより、その子 (民法(明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職

規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条の3第1項及び第19条の2第2項において同じ。）とあるのは「第17条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第10条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）と

員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第19条の2第2項において同じ。）を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する要介護者のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第10条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第14条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定

して、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条第1項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

（介護休暇）

第17条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条第1項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができます。

2 [略]

（休暇の種類）

第13条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（介護休暇）

第17条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(子育て部分休暇)

第17条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児で、12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日ま

での間にある子

2 子育て部分休暇の時間は、人事委員会規則で定める1年の期間ごとに、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で必要と認められる時間とする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき人事委員会規則で定める時間を超えない範囲内

3 子育て部分休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条の3第1項に規定する子育て部分休暇を取得するため、新条例第18条の規定による承認を受けようとする職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、人事委員会規則の定めるところにより、当該承認を請求することができる。

3 任命権者は、前項の規定による承認の請求があった場合には、施行日前においても、新条例第18条の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日以後は、同条の規定による承認とみなす。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第23号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当) 第26条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 前項第4号の業務 <u>3,900円</u>	(教員特殊業務手当) 第26条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) 前項第4号の業務 <u>2,700円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第24号議案

公文書館条例の一部を改正する条例

公文書館条例（平成12年宮城県条例第132号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) <p>第2条 <u>公文書の管理に関する条例(令和7年宮城県条例第45号)</u> <u>第2条第4項に規定する特定歴史行政文書等及び同条例第50条</u> <u>第3項の規定により移管された訴訟に関する書類（以下「公文書館資料」と総称する。）を保存し、利用に供するとともに、それらの活用を図り、もって県民の学術及び文化の振興に寄与するため、公文書館を設置する。</u></p> <p>2 [略]</p>	(設置) <p>第2条 <u>公文書その他の記録（現用のものを除く。）で歴史資料として重要なものを保存し、閲覧に供するとともに、それらの活用を図り、もって県民の学術及び文化の振興に寄与するため、公文書館を設置する。</u></p> <p>2 [略]</p>
	<u>(閲覧等)</u> <p>第4条 <u>公文書館の利用者は、規則で定めるところにより、公文書館に保存されている公文書その他の記録（以下「公文書館資</u></p>

料」という。)を閲覧し、又はその写しの交付を受けることができる。

2 知事は、個人に関する情報が記録されている公文書館資料その他の規則で定める公文書館資料については、その全部又は一部について、前項の閲覧又は写しの交付を制限することができる。

(貸出し等の制限)

第5条 公文書館資料の館外での利用及びその写しの出版物への利用については、学術及び文化の振興に寄与し、かつ、館外での利用の場合にあっては、貸出しを受けるものにおいて損傷及び亡失の防止に十分な配慮がなされないと知事が認める場合に限り、行うことができる。

(手数料等)

第6条 公文書館資料の閲覧に係る手数料は、徴収しない。

2 公文書館資料の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(損傷等の届出)

第4条 公文書館の利用者及び公文書館資料を館外で利用するも
の（次項において「利用者等」という。）は、公文書館資料又は
公文書館の施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ち
にその旨を知事に届け出なければならない。

2 [略]

第5条 [略]

(損傷等の届出)

第7条 公文書館の利用者及び第5条の規定により公文書館資料
の貸出しを受けたもの（次項において「利用者等」という。）は、
公文書館資料又は公文書館の施設、設備等を損傷し、又は亡失
したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

2 [略]

第8条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第25号議案

宮城県公告式条例の一部を改正する条例

宮城県公告式条例（昭和25年宮城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p>
<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、知事が署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名を含む。）をしなければならない。</p>	<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、知事が署名しなければならない。</p>
<p>第3条 条例の公布は、県公報に登載してこれを行う。ただし、天災事変等により県公報に登載することができないときは、県庁前の掲示場又は県庁内の見やすい場所その他の公衆の見やすい</p>	<p>第3条 条例の公布は、県公報に登載してこれを行う。但し、天災事変等により県公報に登載することができないときは、県庁前の掲示場、又は県庁内の見やすい場所その他の公衆の見やすい場所</p>

い場所に掲示してこれに代えることができる。

に掲示してこれにかえることができる。

第4条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 前条の規定は、規則について準用する。

第5条 条例及び規則は、次の区分により、順次番号を付して公布する。

[略]

2 [略]

第6条 規則を除くほか、知事の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の規程で公表を要するものについて準用する。

第7条 第3条及び第4条第1項の規定は、議会の会議規則、傍

第4条 前2条の規定は、規則にこれを準用する。

第5条 条例及び規則は、次の区分により、順次番号を付して公布する。

[略]

2 [略]

第6条 規則を除く外、知事の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び知事名を記入して、知事印を押さなければならぬ。

2 第3条の規定は、知事の定める規程で、公表を要するものにこれを準用する。

第7条 第2条及び第3条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取

聽規則その他県の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

2 第3条及び前条第1項の規定は、県の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「知事名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と読み替えるものとする。

締規則その他県の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「知事」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、県の機関の定める規程で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「知事名」とあるのは「当該機関名」と、「知事印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と、同条第2項中「知事」とあるのは当該機関又は「当該機関を代表する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第26号議案

行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続条例（平成7年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分</p> <p>ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p>

エ [略]

(6)～(8) [略]

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関、県の機関又は市町村その他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) [略]

ア [略]

エ [略]

(6)～(8) [略]

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関、県の機関又は市町村その他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) [略]

ア [略]

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ [略]

(2) [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課させる義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聞くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すこ

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ [略]

(2) [略]

2 [略]

(1)～(4) [略]

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課させる義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聞くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すこ

とが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 [略]

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

とが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 [略]

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものと

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。
この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

みなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 [略]

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(続行期日の指定)

第22条 [略]

2 [略]

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) [略]

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

(1)～(3) [略]

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第27号議案

情報公開条例の一部を改正する条例

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(責務) 第3条 [略] 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、 <u>行政文書の開示により得た情報を適正に使用しなければならない。</u>	(責務) 第3条 [略] 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、 <u>情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。</u>
(開示請求権) 第4条 [略] 2 <u>何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</u> 3 <u>第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）が行政文書の開示を請求する権利の濫用と認められるときは、</u>	(開示請求権) 第4条 [略]

実施機関は、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第5条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

3 開示請求者は、実施機関の求めに応じ、開示請求に係る行政文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第6条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示決定等（行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第4条第3項又は第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）をいう。以下同じ。）

(開示請求の手続)

第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(開示請求に対する決定等)

第6条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示決定等（行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定（第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定及び開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定を含む。）をいう。以下同じ。）をしなければな

をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 [略]

(開示の実施)

第7条 [略]

2 [略]

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならぬ。

4 前項の規定にかかわらず、開示決定を受けた者が同項に規定する期間内に開示を受けないときは、開示請求に係る行政文書は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。
ただし、当該開示決定を受けた者において当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

らない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 [略]

(開示の実施)

第7条 [略]

2 [略]

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならぬ。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(手数料等)

第13条 [略]

2 行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(手数料等)

第13条 [略]

2 第4条の行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条から第7条までの規定は、この条例の施行の日以後にされる改正後の第4条第1項の規定による開示の請求について適用し、同日前にされた改正前の第4条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第28号議案

公益認定等委員会条例の一部を改正する条例

公益認定等委員会条例（平成20年宮城県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織等) 第2条 [略] 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に 関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益 法人 <u>若しくは公益信託</u> （ <u>公益信託に関する法律</u> （令和6年法律 第30号） <u>第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。））に 係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任 命する。 3・4 [略]</u>	(組織等) 第2条 [略] 2 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に 関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益 法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知 事が任命する。 3・4 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第29号議案

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定等に関する条例

(総合運動場条例の一部改正)

第1条 総合運動場条例（昭和56年宮城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
別表第2（第12条—第14条関係）	別表第2（第12条—第14条関係）																																																
(1) [略]	(1) [略]																																																
(2) [略]	(2) [略]																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種別</th><th>区分</th><th>使用料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売</td><td>販売員1人1日につき</td><td>680円</td></tr> <tr> <td>業として行う写真撮影</td><td>写真機1台1日につき</td><td>570円</td></tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td><td>1日につき</td><td><u>3万8,200円</u></td></tr> <tr> <td>ラジオ放送</td><td>1日につき</td><td><u>2,700円</u></td></tr> <tr> <td>テレビジョン放送</td><td>1日につき</td><td>7,600円</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>広告</td><td>1平方メートル1日につき</td><td>1,100円</td></tr> </tbody> </table>	行為の種別	区分	使用料の額	販売	販売員1人1日につき	680円	業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	570円	業として行う映画撮影	1日につき	<u>3万8,200円</u>	ラジオ放送	1日につき	<u>2,700円</u>	テレビジョン放送	1日につき	7,600円	[略]	[略]	[略]	広告	1平方メートル1日につき	1,100円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為の種別</th><th>区分</th><th>使用料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売</td><td>販売員1人1日につき</td><td>600円</td></tr> <tr> <td>業として行う写真撮影</td><td>写真機1台1日につき</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>業として行う映画撮影</td><td>1日につき</td><td><u>3万4,700円</u></td></tr> <tr> <td>ラジオ放送</td><td>1日につき</td><td><u>2,500円</u></td></tr> <tr> <td>テレビジョン放送</td><td>1日につき</td><td>6,900円</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>広告</td><td>1平方メートル1日につき</td><td><u>1,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	行為の種別	区分	使用料の額	販売	販売員1人1日につき	600円	業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	500円	業として行う映画撮影	1日につき	<u>3万4,700円</u>	ラジオ放送	1日につき	<u>2,500円</u>	テレビジョン放送	1日につき	6,900円	[略]	[略]	[略]	広告	1平方メートル1日につき	<u>1,000円</u>
行為の種別	区分	使用料の額																																															
販売	販売員1人1日につき	680円																																															
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	570円																																															
業として行う映画撮影	1日につき	<u>3万8,200円</u>																																															
ラジオ放送	1日につき	<u>2,700円</u>																																															
テレビジョン放送	1日につき	7,600円																																															
[略]	[略]	[略]																																															
広告	1平方メートル1日につき	1,100円																																															
行為の種別	区分	使用料の額																																															
販売	販売員1人1日につき	600円																																															
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	500円																																															
業として行う映画撮影	1日につき	<u>3万4,700円</u>																																															
ラジオ放送	1日につき	<u>2,500円</u>																																															
テレビジョン放送	1日につき	6,900円																																															
[略]	[略]	[略]																																															
広告	1平方メートル1日につき	<u>1,000円</u>																																															
別表第3（第15条関係）	別表第3（第15条関係）																																																
(1) [略]	(1) [略]																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>区 分</th><th>利 用 料 金 の 基 準 額</th></tr> </thead> </table>	名 称	区 分	利 用 料 金 の 基 準 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>区 分</th><th>利 用 料 金 の 基 準 額</th></tr> </thead> </table>	名 称	区 分	利 用 料 金 の 基 準 額																																										
名 称	区 分	利 用 料 金 の 基 準 額																																															
名 称	区 分	利 用 料 金 の 基 準 額																																															

宮 城 県 総 合 運 動 公 園	宮城県サッカー場	Aグラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 2,300円	宮城県総合運動公園	Aグラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 2,100円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 9,300円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 8,500円
			アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 7,000円			アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 6,400円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 2万8,200円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 2万5,700円
		Bグラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,800円		Bグラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,700円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,700円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,000円
			アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 5,700円			アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 5,200円
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 2万3,400円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 2万1,300円
	Cグラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,400円	Cグラウンド	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,300円		
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 6,000円		その他の催しに使用する場合	1時間につき 5,500円	
		アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 4,600円	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 4,200円			
			その他の催しに使用する場合		1時間につき 9,200円	その他の催しに使用する場合	1時間につき 8,400円	
		A選手更衣室 (1ブロック)	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間につき 950円	A選手更衣室 (1ブロック)	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 900円
			その他の催しに使用する場合		1時間につき 1,600円		その他の催しに使用する場合	1時間につき 1,500円
	B選手更衣室 (1ブロック)	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 850円	B選手更衣室 (1ブロック)	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 800円		
		その他の催しに使用する場合	1時間につき 1,500円		その他の催しに使用する場合	1時間につき 1,400円		
	C選手更衣室	アマチュアスポーツに使用する	1時間につき 400円	C選手更衣室	アマチュアスポーツに使用する	1時間につき 360円		

				場合			場合		
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 650円		その他の催しに使用する場合	1時間につき 610円	
			審判員更衣室	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 250円		アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 200円	
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 450円		その他の催しに使用する場合	1時間につき 410円	
			A本部室		1時間につき 1,100円		A本部室	1時間につき 1,000円	
			B本部室		1時間につき 700円		B本部室	1時間につき 660円	
			会議室（1室）		1時間につき 850円		会議室（1室）	1時間につき 800円	
			休憩室（1室）		1時間につき 350円		休憩室（1室）	1時間につき 300円	
			放送室（設備を含む。）		1時間につき 1,300円		放送室（設備を含む。）	1時間につき 1,200円	
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館	道場 貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,400円	道場 貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,300円
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 5,700円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 5,200円
			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 4,200円		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,900円
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 8,600円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,900円
			研修室		1時間につき 250円		研修室		1時間につき 200円
			個人使用		1人1回につき、一般（大学生を含む。以下同じ。）350円、高校生（これに準ずる者を含む。以下同じ。）200円、中学生以下150円			1人1回につき、一般（大学生を含む。以下同じ。）250円、高校生（これに準ずる者を含む。以下同じ。）120円、中学生以下60円	
		近的弓道場 貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,100円	近的弓道場 貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 2,900円
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万3,000円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万1,900円
			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 9,600円		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 8,800円
				その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万9,500円			その他の催しに使用する場合	1時間につき 1万7,800円

			個人使用	1人1回につき、一般350円、高校生200円、中学生以下150円			個人使用	1人1回につき、一般300円、高校生150円、中学生以下100円		
遠的弓道場	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,200円		貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,100円	
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 5,200円				その他の催しに使用する場合	1時間につき 4,800円	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,800円			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,500円	
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,900円				その他の催しに使用する場合	1時間につき 7,200円	
	個人使用	個人使用		1人1回につき、一般350円、高校生200円、中学生以下150円			個人使用		1人1回につき、一般260円、高校生130円、中学生以下60円	
宮城県クライミングウォール	貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,100円		貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 1,000円	
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 4,600円				その他の催しに使用する場合	1時間につき 4,200円	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,400円			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間につき 3,100円	
			その他の催しに使用する場合	1時間につき 6,900円				その他の催しに使用する場合	1時間につき 6,300円	
	個人使用	個人使用		1人1回につき、一般900円、高校生450円、中学生以下250円			個人使用		1人1回につき、一般850円、高校生410円、中学生以下200円	
宮城県合宿所	宿泊室	宿泊室		1人1泊につき、一般600円、高校生450円、中学生以下300円		宮城県合宿所	宿泊室		1人1泊につき、一般550円、高校生400円、中学生以下270円	
宮城県仙南総合プール		貸切使用	入場料を徴収しない場合	全面	1時間につき 9,600円	貸切使用	入場料を徴収しない場合	全面	1時間につき 8,800円	
				A面(8コース)	1時間につき 5,900円			A面(8コース)	1時間につき 5,400円	
			入場料を徴収する場合	B面(5コース)	1時間につき 3,600円			B面(5コース)	1時間につき 3,300円	
				1コース	1時間につき 700円			1コース	1時間につき 660円	
個人使用	入場料を徴収する場合			1時間につき 3万円			入場料を徴収する場合		1時間につき 2万7,300円	
	個人使用			1人1回につき、一般650円、高校生以下300円			個人使用		1人1回につき、一般610円、高校生以下260円	

	長沼ボート場	会議室	大会議室	1時間につき	550円		会議室	大会議室	1時間につき	510円			
			小会議室	1時間につき	250円			小会議室	1時間につき	200円			
								トレーニングセンター	貸切使用	1時間につき 660円			
								トレーニング室	個人使用	1人1回につき、一般250円、高校生180円、中学生以下120円			
								研修室		1時間につき 660円			
								合宿室		1室1泊につき 3,800円			
			トレーニングエリア	貸切使用	1時間につき 700円								
				個人使用	1人1回につき、一般300円、高校生200円、中学生以下150円								
		トレーニング室	レッスンスタジオ	スタジオ	1時間につき 700円	長沼ボート場	会議室	会議室	1時間につき	510円			
			合宿室		1室1泊につき 4,100円			貸切使用	1時間につき	770円			
		ボートコース	会議室	1時間につき	550円			個人使用	1人1回につき、一般250円、高校生180円、小学生(これに準ずる者を含む。以下同じ。)及び中学生120円				
			貸切使用	1時間につき	800円								
			個人使用		1人1回につき、一般300円、高校生200円、小学生(これに準ずる者を含む。以下同じ。)及び中学生150円		ボートコース	1,000メートルコースとして使用する場合	全面	1時間につき 1,450円			
				1 レーン	1時間につき 250円			1 レーン	1時間につき 200円				
			貸切使用	全面	1時間につき 3,300円			2,000メートルコースとして使用する場合	全面	1時間につき 3,000円			
				1 レーン	1時間につき 450円			1 レーン	1時間につき 410円				
			個人使用	1,000メートルコースとして使用する場合	1時間につき 150円			1,000メートルコースとして使用する場合		1時間につき 100円			
				2,000メートルコースとして使用する場合	1時間につき 250円			2,000メートルコースとして使用する場合		1時間につき 200円			
		第1判定室			1時間につき 500円		第1判定室			1時間につき 460円			
		第2判定室			1時間につき 500円					1時間につき 460円			
		第3判定室			1時間につき 500円					1時間につき 460円			
備考 [略]													
備考 [略]													

(2) [略]

名 称		区 分		利用料金の基準額	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
宮城県総合運動公園	宮城県サッカーフィールド	電光得点板		1台（1回につき）	<u>2,600円</u> <u>5,300円</u>
		温水シャワー	A選手更衣室	1ブロック（1回につき）	<u>2,900円</u> <u>6,000円</u>
			B選手更衣室		
			C選手更衣室		<u>2,200円</u> <u>4,600円</u>
		審判員更衣室		1室（1回につき）	<u>450円</u> <u>850円</u>
		放送施設		一式（1回につき）	<u>1,400円</u> <u>3,000円</u>
		電光得点板		1台（1回につき）	<u>1,400円</u> <u>3,000円</u>
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館、宮城県弓道場及び宮城県クライミングウォール	照明施設（柔道場及び剣道場に限る。）		1面（1時間につき）	<u>250円</u> <u>450円</u>
		温水シャワー室	貸切使用	1室（1時間につき）	<u>2,600円</u> <u>5,300円</u>
			個人使用	1回につき	<u>200円</u>
		競技用具	水球競技用具	一式（1時間につき）	<u>3,400円</u> <u>6,800円</u>
			競泳競技用具	一式（1時間につき）	<u>650円</u> <u>1,300円</u>
	宮城県仙南総合プール	照明施設		2分の1灯を超える場合	<u>4分の3灯までの場合</u>
		2分の1灯を超える場合		1時間につき	<u>900円</u> <u>1,700円</u>

(2) [略]

名 称		区 分		利用料金の基準額	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
宮城県総合運動公園	宮城県サッカーフィールド	電光得点板		1台（1回につき）	<u>2,400円</u> <u>4,900円</u>
		温水シャワー	A選手更衣室	1ブロック（1回につき）	<u>2,700円</u> <u>5,500円</u>
			B選手更衣室		
			C選手更衣室		<u>2,000円</u> <u>4,200円</u>
		審判員更衣室		1室（1回につき）	<u>400円</u> <u>800円</u>
		1人用いす		1脚（1回につき）	<u>15円</u> <u>30円</u>
		長机		1脚（1回につき）	<u>40円</u> <u>85円</u>
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館、宮城県弓道場及び宮城県クライミングウォール	放送施設		一式（1回につき）	<u>1,300円</u> <u>2,800円</u>
		視聴覚機器		1台（1回につき）	<u>250円</u> <u>550円</u>
		電光得点板		1台（1回につき）	<u>1,300円</u> <u>2,800円</u>
		武道具等		1組（1回につき）	<u>120円</u> <u>_____</u>
		照明施設（柔道場及び剣道場に限る。）		1面（1時間につき）	<u>200円</u> <u>400円</u>
		温水シャワー室	貸切使用	1室（1時間につき）	<u>2,400円</u> <u>4,900円</u>
			個人使用	1回につき	<u>150円</u>
	宮城県仙南総合プール	競技用具	水球競技用具	一式（1時間につき）	<u>3,100円</u> <u>6,200円</u>
			競泳競技用具	一式（1時間につき）	<u>610円</u> <u>1,200円</u>
		照明施設	2分の1灯を超える場合	1時間につき	<u>820円</u> <u>1,600円</u>

			4分の3灯 を超える場 合		<u>1,800円</u>	3,800円				4分の3灯 を超える場 合		<u>1,700円</u>	3,500円	
宮城県長沼 ボート場	ボート	1艇	温水 シャワー 一室	貸切 使 用	第1 シャワ ー室	1回につき	4,100円			温水 シャワー 一室	貸切 使 用	第1 シャワ ー室	1回につき	3,800円
					第2 シャワ ー室	1回につき	2,800円					第2 シャワ ー室	1回につき	2,550円
					個人使用	1回につき	150円					個人使用	1回につき	120円
			1人用		一般		350円			1人用		一般		300円
					高校生		300円					高校生		250円
					小学生及び中 学生		200円					小学生及び中 学生		180円
			2人用		一般		600円			2人用		一般		560円
					高校生		450円					高校生		430円
					小学生及び中 学生		350円					小学生及び中 学生		300円
			4人用		一般		950円			4人用		一般		870円
					高校生		700円					高校生		670円
					小学生及び中 学生		550円					小学生及び中 学生		510円
			8人用		一般		3,700円			8人用		一般		3,400円
					高校生		2,800円					高校生		2,600円
					小学生及び中 学生		2,000円					小学生及び中 学生		1,900円
			審判 艇	1艇	1時間につき		1,300円			審判 艇	1艇	1時間につき		1,250円
			競技システム		1時間につき		1万1,300円			競技システム		1時間につき		2万2,600円

備考 [略]

備考 [略]

(ライフル射撃場条例の一部改正)

第2条 ライフル射撃場条例（昭和57年宮城県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第10条関係）

使 用 区 分		利 用 料 金 の 基 準 額
スモールボ アライフル 射撃場	貸 切 使 用	半日 <u>1万8,700円</u> 全 日 <u>3万7,400円</u>
	個 人 使 用	1 時 間 に つ き <u>350円</u> 年 間 <u>8,800円</u>
エアーライ フル射撃場	貸 切 使 用	半日 <u>1万8,700円</u> 全 日 <u>3万7,400円</u>
	個 人 使 用	一般 (学生を含む。) 1 時 間 に つ き <u>350円</u> 年 間 <u>8,800円</u> 高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者 1 時 間 に つ き <u>150円</u> 年 間 <u>4,400円</u>
ビームライ フル・ビー ムピストル	個 人 使 用	一般 (学生を含む。) 1 時 間 に つ き <u>650円</u> 年 間 <u>8,800円</u> 高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者 1 時 間 に つ き <u>400円</u> 年 間 <u>4,400円</u>
会 議 室		1 時 間 に つ き <u>950円</u>
温水シャワ 一室	貸 切 使 用	半日 <u>2,400円</u> 全 日 <u>4,900円</u>
	個 人 使 用	1 回 に つ き <u>200円</u>
冷暖房施設		1 時 間 に つ き <u>2,700円</u>

備考 [略]

別表（第10条関係）

使 用 区 分		利 用 料 金 の 基 準 額
スモールボ アライフル 射撃場	貸 切 使 用	半日 <u>1万7,000円</u> 全 日 <u>3万4,000円</u>
	個 人 使 用	1 時 間 に つ き <u>300円</u> 年 間 <u>8,000円</u>
エアーライ フル射撃場	貸 切 使 用	半日 <u>1万7,000円</u> 全 日 <u>3万4,000円</u>
	個 人 使 用	一般 (学生を含む。) 1 時 間 に つ き <u>300円</u> 年 間 <u>8,000円</u> 高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者 1 時 間 に つ き <u>130円</u> 年 間 <u>4,000円</u>
ビームライ フル・ビー ムピストル	個 人 使 用	一般 (学生を含む。) 1 時 間 に つ き <u>600円</u> 年 間 <u>8,000円</u> 高校生、中学生、小学生及びこれらに準ずる者 1 時 間 に つ き <u>350円</u> 年 間 <u>4,000円</u>
会 議 室		1 時 間 に つ き <u>900円</u>
温水シャワ 一室	貸 切 使 用	半日 <u>2,200円</u> 全 日 <u>4,500円</u>
	個 人 使 用	1 回 に つ き <u>150円</u>
冷暖房施設		1 時 間 に つ き <u>2,500円</u>

備考 [略]

(県民の森等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 県民の森等の設置及び管理に関する条例（平成元年宮城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前		
		別表第2（第4条、第12条関係）		
施 設		利 用 料 金 の 上 限 額		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
宮城県県民 の森	中央記念館 第1会議室	900円	900円	1,800円
	中央記念館 第2会議室	1,500円	1,500円	3,000円
	野外音楽堂	1,300円	1,300円	2,600円
	森林学習館 講義室	2,200円	2,200円	4,400円
	1号展示館 木工等体験 室	1,800円	1,800円	3,600円
	2号展示館 多目的ホー ル	2,000円	2,000円	4,000円
	宮城県昭和 万葉の森	1,400円	1,400円	2,800円
別表第2（第4条、第12条関係）				
施 設		利 用 料 金 の 上 限 額		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午前9時から 午後4時まで
宮城県県民 の森	中央記念館 第1会議室	800円	800円	1,600円
	中央記念館 第2会議室	1,400円	1,400円	2,800円
	野外音楽堂	1,200円	1,200円	2,400円
	森林学習館 講義室	2,000円	2,000円	4,000円
	1号展示館 木工等体験 室	1,600円	1,600円	3,200円
	2号展示館 多目的ホー ル	1,800円	1,800円	3,600円
	宮城県昭和 万葉の森	1,300円	1,300円	2,600円

備考 [略]

備考 [略]

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第12条 [略]	第12条 [略]
(1) 法第3条の許可を申請する者 <u>1万9,300円</u>	(1) 法第3条の許可を申請する者 <u>1万9,000円</u>
(2) 法第6条第1項の許可を申請する者 <u>1万300円</u>	(2) 法第6条第1項の許可を申請する者 <u>1万円</u>
(3) 法第16条第1項の認定を申請する者 <u>5,700円</u>	(3) 法第16条第1項の認定を申請する者 <u>5,500円</u>
(4) 法第16条第2項の認定を申請する者 <u>2,500円</u>	(4) 法第16条第2項の認定を申請する者 <u>2,300円</u>
2 知事は、法第15条第1項から第3項までの検査（次条において「食鳥検査」という。）を受けた者から、1羽につき <u>4円</u> の手数料を徴収する。	2 知事は、法第15条第1項から第3項までの検査（次条において「食鳥検査」という。）を受けた者から、1羽につき <u>3円</u> の手数料を徴収する。
3・4 [略]	3・4 [略]
(指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料)	(指定検査機関が行う食鳥検査に係る手数料)
第13条 指定検査機関（知事が法第21条第1項の規定により食鳥	第13条 指定検査機関（知事が法第21条第1項の規定により食鳥

検査の全部又は一部を行わせるため指定した者をいう。以下この条において同じ。)が行う食鳥検査を受けた者は、前条第2項の規定にかかわらず、1羽につき4円の手数料を当該指定検査機関に納めなければならない。

2 [略]

検査の全部又は一部を行わせるため指定した者をいう。以下この条において同じ。)が行う食鳥検査を受けた者は、前条第2項の規定にかかわらず、1羽につき3円の手数料を当該指定検査機関に納めなければならない。

2 [略]

(ふぐの処理等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 ふぐの処理等の規制に関する条例（令和3年宮城県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>(1) 第5条第2項の規定による免許を申請する者 <u>5,700円</u></p> <p>(2) 第12条第1項の規定による免許証の書換え交付を申請する者 <u>2,900円</u></p> <p>(3) 第13条第1項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>3,600円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>(1) 第5条第2項の規定による免許を申請する者 <u>5,600円</u></p> <p>(2) 第12条第1項の規定による免許証の書換え交付を申請する者 <u>2,800円</u></p> <p>(3) 第13条第1項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>3,500円</u></p>

(4) ふぐ処理者試験を受けようとする者 3万3,400円

2・3 [略]

(4) ふぐ処理者試験を受けようとする者 3万3,000円

2・3 [略]

(旅館業法施行条例の一部改正)

第6条 旅館業法施行条例（昭和33年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の許可を申請する者 <u>2万2,200円</u></p> <p>(2) 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の 4第1項の地位の承継の承認を申請する者 <u>7,500円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の許可を申請する者 <u>2万2,000円</u></p> <p>(2) 法第3条の2第1項、法第3条の3第1項又は法第3条の 4第1項の地位の承継の承認を申請する者 <u>7,400円</u></p> <p>2・3 [略]</p>

(興行場法施行条例の一部改正)

第7条 興行場法施行条例（昭和59年宮城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第13条 法第2条第1項の規定による許可を申請する者からは、手数料として1件につき<u>2万2,100円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第13条 法第2条第1項の規定による許可を申請する者からは、手数料として1件につき<u>2万2,000円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第8条 公衆浴場法施行条例（平成6年宮城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第9条 知事は、法第2条第1項の許可を申請する者から、申請の際に、手数料として、1件につき<u>2万2,100円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第9条 知事は、法第2条第1項の許可を申請する者から、申請の際に、手数料として、1件につき<u>2万2,000円</u>を徴収する。</p> <p>2・3 [略]</p>

(理容師法施行条例の一部改正)

第9条 理容師法施行条例（平成12年宮城県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料) 第7条 知事は、法第11条の2の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,200円</u> を徴収する。 2・3 [略]	(手数料) 第7条 知事は、法第11条の2の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,000円</u> を徴収する。 2・3 [略]

(美容師法施行条例の一部改正)

第10条 美容師法施行条例（平成12年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料) 第7条 知事は、法第12条の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,200円</u> を徴収する。 2・3 [略]	(手数料) 第7条 知事は、法第12条の検査を受ける者から、手数料として、1件につき <u>1万6,000円</u> を徴収する。 2・3 [略]

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年宮城県条例第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を申請する者 <u>1万5,100円</u></p> <p>(2) 法第13条第1項の規定による登録の更新を申請する者 <u>1万5,100円</u></p> <p>(3) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者 <u>1万6,100円</u></p> <p>(4) 法第28条第1項の規定による変更の許可を申請する者 <u>9,100円</u></p> <p>(5) 法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取りを求める者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>(手数料等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を申請する者 <u>1万5,000円</u></p> <p>(2) 法第13条第1項の規定による登録の更新を申請する者 <u>1万5,000円</u></p> <p>(3) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者 <u>1万6,000円</u></p> <p>(4) 法第28条第1項の規定による変更の許可を申請する者 <u>9,000円</u></p> <p>(5) 法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取りを求める者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

ア 生後90日以内の場合 1頭につき1,100円

イ 生後91日以上の場合 1頭につき2,500円

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。)第2条第6項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の再交付を申請する者 1,900円

(7) 省令第15条第6項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付を申請する者
1,900円

2～5 [略]

ア 生後90日以内の場合 1頭につき400円

イ 生後91日以上の場合 1頭につき2,000円

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。)第2条第6項(省令第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の再交付を申請する者 1,800円

(7) 省令第15条第6項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付を申請する者
1,800円

2～5 [略]

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第12条 クリーニング業法施行条例(平成14年宮城県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第3条 [略]	第3条 [略]

- (1) 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を申請する者 1万6,200円
- (2) 法第6条の規定によるクリーニング師の免許を申請する者 5,700円
- (3) 法第7条第1項の規定によるクリーニング師の試験を受けようとする者 1万100円
- (4) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定によるクリーニング師免許証の訂正を申請する者 3,000円
- (5) 政令第1条第3項の規定によるクリーニング師免許証の再交付を申請する者 3,500円

2・3 [略]

- (1) 法第5条の2の規定によるクリーニング所の検査を申請する者 1万6,000円
- (2) 法第6条の規定によるクリーニング師の免許を申請する者 5,600円
- (3) 法第7条第1項の規定によるクリーニング師の試験を受けようとする者 1万円
- (4) クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定によるクリーニング師免許証の訂正を申請する者 2,900円
- (5) 政令第1条第3項の規定によるクリーニング師免許証の再交付を申請する者 3,400円

2・3 [略]

(浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第13条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年宮城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料)

第15条 [略]

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 3
万1,800円

(2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする
者 3万1,800円

(3) 第4条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を受けよ
うとする者 400円

(4) 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする
者 1万8,100円

2 [略]

(手数料)

第15条 [略]

(1) 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 2
万8,800円

(2) 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする
者 2万8,800円

(3) 第4条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を受けよ
うとする者 350円

(4) 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする
者 1万7,800円

2 [略]

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部改正)

第14条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)

第14条 [略]

(1)～(4)の3 [略]

(4)の4 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 9万4,000円

(4)の5 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 9万4,000円

(4)の6 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 9万4,000円

(4)の7～(20)の3 [略]

(20)の4 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 9万4,000円

(20)の5 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 9万4,000円

(20)の6 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項

第14条 [略]

(1)～(4)の3 [略]

(4)の4 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 6万8,000円

(4)の5 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 6万8,000円

(4)の6 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の分割に係る認可を申請する者 6万8,000円

(4)の7～(20)の3 [略]

(20)の4 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を申請する者 6万8,000円

(20)の5 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併に係る認可を申請する者 6万8,000円

(20)の6 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項

の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の分割
に係る認可を申請する者 9万4,000円

(21)～(25) [略]

2・3 [略]

の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の分割
に係る認可を申請する者 6万8,000円

(21)～(25) [略]

2・3 [略]

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例の一部改正)

第15条 准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例（平成20年宮城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者 <u>5万400円</u></p> <p>イ 法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者 <u>8万7,800円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア 法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者 <u>5万円</u></p> <p>イ 法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者 <u>8万5,000円</u></p>

(2) 準看護師再教育研修修了登録を申請する者 5,800円

(3)・(4) [略]

2・3 [略]

(2) 準看護師再教育研修修了登録を申請する者 5,600円

(3)・(4) [略]

2・3 [略]

(障害者福祉センター条例の一部改正)

第16条 障害者福祉センター条例（平成17年宮城県条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前					
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）					
区 分	使 用 料 の 額		区 分	使 用 料 の 額				
会議室	障害者、介護者、ボランティア及び障害者の福祉団体	障害者の福祉団体以外の福祉団体	その他の者	会議室	障害者、介護者、ボランティア及び障害者の福祉団体	障害者の福祉団体以外の福祉団体	その他の者	
	午前、午後又は夜間	<u>1,300円</u>	<u>1,900円</u>		午前、午後又は夜間	<u>1,200円</u>	<u>1,700円</u>	<u>2,300円</u>
	午前・午後又は午後・夜間	<u>1,500円</u>	<u>2,300円</u>		午前・午後又は午後・夜間	<u>1,400円</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,900円</u>
大会議室	全 日	<u>1,900円</u>	<u>3,000円</u>	全 日	<u>1,700円</u>	<u>2,700円</u>	<u>3,500円</u>	
	午前、午後又は夜間	<u>2,500円</u>	<u>3,900円</u>	大会議室	午前、午後又は夜間	<u>2,300円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,700円</u>
	午前・午後又は午後・夜間	<u>3,200円</u>	<u>4,700円</u>		午前・午後又は午後・夜間	<u>2,900円</u>	<u>4,300円</u>	<u>5,800円</u>

	全 日	3,900円	5,700円	7,700円		全 日	3,500円	5,200円	7,000円
宿 泊 室	<u>1人1泊につき 1,300円</u>					宿 泊 室	<u>1人3泊までごとに 650円</u>		
備考 [略]					備考 [略]				

(温泉法施行条例の一部改正)

第17条 温泉法施行条例（平成12年宮城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第6条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第14条の3第1項又は法第16条第1項の規定による法人の合併又は分割の承認を申請する者 <u>8,200円</u></p> <p>(3) 法第7条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第14条の4第1項又は法第17条第1項の規定による事業の継続の承認を申請する者 <u>8,200円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第6条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第14条の3第1項又は法第16条第1項の規定による法人の合併又は分割の承認を申請する者 <u>8,000円</u></p> <p>(3) 法第7条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第14条の4第1項又は法第17条第1項の規定による事業の継続の承認を申請する者 <u>8,000円</u></p>

(4) 堀削施設等変更許可を申請する者 1万7,200円
 (5) [略]
 (6) 温泉採取許可を申請する者 3万7,500円
 (7) 可燃性天然ガス濃度確認を申請する者 8,200円
 (8) 温泉採取施設等変更許可を申請する者 1万7,200円
 (9) 利用許可を申請する者 3万7,500円
 (10) 法第19条第1項の規定による登録分析機関の登録を申請する者 5万3,500円
 2・3 [略]

(4) 堀削施設等変更許可を申請する者 1万7,000円
 (5) [略]
 (6) 温泉採取許可を申請する者 3万7,000円
 (7) 可燃性天然ガス濃度確認を申請する者 8,000円
 (8) 温泉採取施設等変更許可を申請する者 1万7,000円
 (9) 利用許可を申請する者 3万7,000円
 (10) 法第19条第1項の規定による登録分析機関の登録を申請する者 5万3,000円
 2・3 [略]

(毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第18条 毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年宮城県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第20条 [略]	第20条 [略]
(1) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は	(1) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は

輸入業の登録を申請する者 3万1,800円

(2) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者 1万6,400円

(3) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新を申請する者 1万1,800円

(4) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新を申請する者 7,600円

(5) 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験を受けようとする者 1万3,400円

(6) 法第9条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を申請する者 5,500円

(7) 政令第35条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業、製造業又は輸入業の登録票の書換え交付を申請する者 2,700円

(8) [略]

(9) 第18条第1項の規定による合格証の書換え交付を申請する者 2,500円

(10) 前条第1項の規定による合格証の再交付を申請する者

輸入業の登録を申請する者 2万7,200円

(2) 法第4条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録を申請する者 1万4,700円

(3) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新を申請する者 1万200円

(4) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新を申請する者 6,400円

(5) 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験を受けようとする者 1万1,500円

(6) 法第9条第1項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更を申請する者 5,200円

(7) 政令第35条第1項の規定による毒物又は劇物の販売業、製造業又は輸入業の登録票の書換え交付を申請する者 2,400円

(8) [略]

(9) 第18条第1項の規定による合格証の書換え交付を申請する者 2,400円

(10) 第19条第1項の規定による合格証の再交付を申請する者

4,000円 2・3 [略]	4,000円 2・3 [略]
-------------------	-------------------

(大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部改正)

第19条 大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第7条第3項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>4,000円</u></p> <p>(3) 第4条第1項の規定による免許証の書換交付を申請する者 <u>4,000円</u></p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第7条第3項の規定による免許証の再交付を申請する者 <u>3,600円</u></p> <p>(3) 第4条第1項の規定による免許証の書換交付を申請する者 <u>3,600円</u></p> <p>2・3 [略]</p>

(覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第20条 覚醒剤取締法施行条例（平成12年宮城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第4条第2項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定を申請する者 <u>4,600円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第11条第1項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証の再交付を申請する者 <u>3,100円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者の指定を申請する者 <u>1万2,800円</u></p> <p>(7) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料研究者の指定を申請する者 <u>4,600円</u></p> <p>(8) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第4条第2項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定を申請する者 <u>4,500円</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 法第11条第1項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定証の再交付を申請する者 <u>3,000円</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料取扱者の指定を申請する者 <u>1万2,700円</u></p> <p>(7) 法第30条の2の規定による覚醒剤原料研究者の指定を申請する者 <u>4,500円</u></p> <p>(8) [略]</p>

(9) 法第30条の5において準用する法第11条第1項の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付を申請する者 3,100円

2・3 [略]

(9) 法第30条の5において準用する法第11条第1項の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付を申請する者 3,000円

2・3 [略]

(麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第21条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年宮城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者の免許を申請する者 <u>1万5,500円</u></p> <p>(2) 法第3条第1項の規定による麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を申請する者 <u>4,600円</u></p> <p>(3) 法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付</p>	<p>(手数料)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による麻薬卸売業者の免許を申請する者 <u>1万5,400円</u></p> <p>(2) 法第3条第1項の規定による麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を申請する者 <u>4,500円</u></p> <p>(3) 法第10条第1項の規定による麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許証の再交付</p>

付を申請する者 3,400円

(4) 法第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者の免許を
申請する者 1万5,500円

(5) 法第50条第1項の規定による向精神薬小売業者の免許を
申請する者 4,600円

(6) 法第50条の4において準用する法第10条第1項の規定に
よる向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交
付を申請する者 3,400円

(7) 法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設
設置者の登録を申請する者 4,600円

(8) 法第50条の7において準用する法第10条第1項の規定に
よる向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付を申請す
る者 3,400円

2・3 [略]

付を申請する者 3,000円

(4) 法第50条第1項の規定による向精神薬卸売業者の免許を
申請する者 1万5,400円

(5) 法第50条第1項の規定による向精神薬小売業者の免許を
申請する者 4,500円

(6) 法第50条の4において準用する法第10条第1項の規定に
よる向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許証の再交
付を申請する者 3,000円

(7) 法第50条の5第1項の規定による向精神薬試験研究施設
設置者の登録を申請する者 4,500円

(8) 法第50条の7において準用する法第10条第1項の規定に
よる向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付を申請す
る者 3,000円

2・3 [略]

(産業技術総合センター条例の一部改正)

第22条 産業技術総合センター条例（平成11年宮城県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1（第6条関係）

(1) 施設使用料 1時間につき 11,000円

(2) [略]

種 別	上 限 額
精密測定関連機器	1時間につき <u>6,700円</u>
材料加工関連機器	1時間につき <u>10,100円</u>
電子・情報関連機器	1時間につき <u>5,600円</u>
工業デザイン関連機器	1時間につき <u>4,100円</u>
食品・バイオテクノロジー関連機器	1時間につき <u>4,000円</u>
分析・測定関連機器	1時間につき <u>8,100円</u>

備考 [略]

別表第2（第7条関係）

(1) [略]

種 別	上 限 額
材料試験	強度試験 1件につき <u>2,500円</u>
	製品試験 1件につき <u>10,100円</u>

別表第1（第6条関係）

(1) 施設使用料 1時間につき 10,500円

(2) [略]

種 別	上 限 額
精密測定関連機器	1時間につき <u>6,500円</u>
材料加工関連機器	1時間につき <u>7,600円</u>
電子・情報関連機器	1時間につき <u>5,500円</u>
工業デザイン関連機器	1時間につき <u>4,000円</u>
食品・バイオテクノロジー関連機器	1時間につき <u>2,000円</u>
分析・測定関連機器	1時間につき <u>8,000円</u>

備考 [略]

別表第2（第7条関係）

(1) [略]

種 別	上 限 額
材料試験	強度試験 1件につき <u>2,300円</u>
	製品試験 1件につき <u>9,800円</u>

	物理性試験	1 件につき	<u>37,700円</u>
	コンクリート試験	1 件につき	<u>5,000円</u>
	石材試験	1 件につき	<u>6,200円</u>
材料分析	化学分析	1 成分につき	<u>8,100円</u>
	[略]	[略]	
	表面分析	1 測定又は 1 成分につき	<u>14,800円</u>
食品分析	化学分析	1 成分につき	<u>8,500円</u>
	機器分析	1 測定又は 1 成分につき	<u>9,200円</u>
	物性測定	1 件につき	<u>4,800円</u>
[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
表面観察		1 件につき	<u>8,700円</u>
試料調整		1 件につき	<u>23,400円</u>

(2) [略]

(3) 研究員技術的支援手数料 1 時間につき 4,000円

(4) [略]

備考 [略]

(野営場条例の一部改正)

第23条 野営場条例（昭和48年宮城県条例第29号）の一部を次のように改正する。

	物理性試験	1 件につき	<u>35,000円</u>
	コンクリート試験	1 件につき	<u>4,900円</u>
	石材試験	1 件につき	<u>6,000円</u>
材料分析	化学分析	1 成分につき	<u>8,000円</u>
	[略]	[略]	
	表面分析	1 測定又は 1 成分につき	<u>14,700円</u>
食品分析	化学分析	1 成分につき	<u>8,400円</u>
	機器分析	1 測定又は 1 成分につき	<u>10,600円</u>
	物性測定	1 件につき	<u>4,700円</u>
[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
表面観察		1 件につき	<u>8,500円</u>
試料調整		1 件につき	<u>23,000円</u>

(2) [略]

(3) 研究員技術的支援手数料 1 時間につき 3,900円

(4) [略]

備考 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表 (第7条関係)	使 用 料 の 額 (1 人 に つ き)				使 用 料 の 額 (1 人 に つ き)			
	個 人		団 体		個 人		団 体	
	一般 (学生を含む。)	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者	一般 (学生を含む。)	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者	一般 (学生を含む。)	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者	一般 (学生を含む。)	高校生、中学生及び小学生並びにこれらに準ずる者
	1 泊	490円	490円	380円	380円	450円	350円	350円
	日帰り	330円	270円	270円	220円	300円	250円	250円
	備考 [略]							

(産業交流センター条例の一部改正)

第24条 産業交流センター条例（平成7年宮城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表 (第11条関係)	(1) [略]			(1) [略]			
	(1) [略]			(1) [略]			
	(1) [略]			(1) [略]			

区 分		利 用 料 金 の 基 準 額	
		使 用 時 間 内	使 用 時 間 外
[略]	[略]	[略]	[略]
本館屋外展示場	[略]	[略]	[略]
本館大ホール	一 区 画	全日 午前 午後 夜間 38,400円 19,200円 19,200円 19,200円	1時間につき 4,800円
本館会議室	一 区 画	全日 午前 午後 夜間 12,000円 6,000円 6,000円 6,000円	1時間につき 1,500円
本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設	1 平 方 メートル	全日 午前 午後 夜間 180円 90円 90円 90円	1時間につき 24円
西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）		全日 午前 午後 夜間 393,000円 196,000円 196,000円 196,000円	1時間につき 49,200円
[略]		[略]	[略]
西館1階会議室（大）		1時間につき	6,000円
西館1階会議室（中）		1時間につき	2,400円
西館1階会議室（小）		1時間につき	1,800円
西館2階会議室		1時間につき	2,100円
西館研修室	1室	1時間につき	1,600円

区 分		利 用 料 金 の 基 準 額	
		使 用 時 間 内	使 用 時 間 外
[略]	[略]	[略]	[略]
本館屋外展示場	[略]	[略]	[略]
本館大ホール	一 区 画	全日 午前 午後 夜間 32,000円 16,000円 16,000円 16,000円	1時間につき 4,000円
本館会議室	一 区 画	全日 午前 午後 夜間 10,000円 5,000円 5,000円 5,000円	1時間につき 1,250円
本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設	1 平 方 メートル	全日 午前 午後 夜間 156円 78円 78円 78円	1時間につき 20円
西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）		全日 午前 午後 夜間 328,000円 164,000円 164,000円 164,000円	1時間につき 41,000円
[略]		[略]	[略]
西館1階会議室（大）		1時間につき	5,000円
西館1階会議室（中）		1時間につき	2,000円
西館1階会議室（小）		1時間につき	1,500円
西館2階会議室		1時間につき	1,800円
西館研修室	1室	1時間につき	1,400円

西館屋内展示場(附属の主催者控室を含む。)の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設	1 平方メートル	全日 午前 午後 夜間	<u>300円</u> <u>150円</u> <u>150円</u> <u>150円</u>	1時間につき	<u>35円</u>
--	----------	----------------------	--	--------	------------

備考 [略]

(2) [略]

区 分		利 用 料 金 の 基 準 額	
冷暖房設備	本館屋内展示場一区画	1時間につき	<u>13,600円</u>
	本館大ホール一区画	1時間につき	<u>1,100円</u>
	本館会議室	1時間につき	<u>1,000円</u>
	西館アクセルホール	1時間につき	<u>5,400円</u>
ビデオプロジェクター	[略]	[略]	[略]
電気設備	一式	1キロワット時につき	<u>50円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

西館屋内展示場(附属の主催者控室を含む。)の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設	1 平方メートル	全日 午前 午後 夜間	<u>256円</u> <u>128円</u> <u>128円</u> <u>128円</u>	1時間につき	<u>32円</u>
--	----------	----------------------	--	--------	------------

備考 [略]

(2) [略]

区 分		利 用 料 金 の 基 準 額	
冷暖房設備	本館屋内展示場一区画	1時間につき	<u>7,600円</u>
	本館大ホール一区画	1時間につき	<u>650円</u>
	本館会議室	1時間につき	<u>600円</u>
	西館アクセルホール	1時間につき	<u>3,000円</u>
ビデオプロジェクター	[略]	[略]	[略]
電気設備	一式	1キロワット時につき	<u>30円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(種畜預託手数料条例の一部改正)

第25条 種畜預託手数料条例（昭和51年宮城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 種馬 1頭1日につき <u>1,100円</u></p> <p>(2) 種牛 1頭1日につき <u>1,100円</u></p> <p>(3) 種豚 1頭1日につき <u>500円</u></p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 種馬 1頭1日につき <u>850円</u></p> <p>(2) 種牛 1頭1日につき <u>850円</u></p> <p>(3) 種豚 1頭1日につき <u>400円</u></p>

(家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

第26条 家畜伝染病予防法施行条例（平成12年宮城県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"><tr><td>事務</td><td>事務の対象となる家畜又は監視伝染病</td><td>単位</td><td>額</td></tr></table>	事務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単位	額	<p>別表（第12条関係）</p> <table border="1"><tr><td>事務</td><td>事務の対象となる家畜又は監視伝染病</td><td>単位</td><td>額</td></tr></table>	事務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単位	額
事務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単位	額						
事務	事務の対象となる家畜又は監視伝染病	単位	額						

1 法第5条第1項の検査	牛の結核	1件につき	<u>800円</u>		1 法第5条第1項の検査	牛の結核	1件につき	<u>500円</u>
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]
	牛のヨーネ病	1件につき	<u>800円</u>			牛のヨーネ病	1件につき	<u>700円</u>
	牛のトリコモナス症	1件につき	<u>1,400円</u>			牛のトリコモナス症	1件につき	<u>1,300円</u>
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]
	馬パラチフス	1件につき	<u>1,400円</u>			馬パラチフス	1件につき	<u>1,300円</u>
	家きんサルモネラ症（サルモネラ・プローラムによるものに限る。 以下同じ。）	1件につき	<u>55円</u>			家きんサルモネラ症（サルモネラ・プローラムによるものに限る。 以下同じ。）	1件につき	<u>50円</u>
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]
	オーエスキ一病	1件につき	<u>1,200円</u>			オーエスキ一病	1件につき	<u>1,000円</u>
	2 法第31条第1項の検査	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
2 法第31条第1項の検査	家きんサルモネラ症	1件につき	<u>55円</u>		2 法第31条第1項の検査	家きんサルモネラ症	1件につき	<u>50円</u>
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]
4 法第6条第1項又は第31条第1項の注射	[略]	[略]	[略]		4 法第6条第1項又は第31条第1項の注射	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]
	鶏のニューカッスル病	1回につき	<u>85円</u>			鶏のニューカッスル病	1回につき	<u>60円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

(家畜検査手数料条例の一部改正)

第27条 家畜検査手数料条例（平成18年宮城県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 [略]

(1) 牛の結核の検査 800円

(2) [略]

(3) [略]

ア リアルタイムPCR法 5,700円

イ アに掲げる検査方法以外の検査方法 800円

(4) [略]

(5) [略]

ア エライザ法 2,000円

イ [略]

(6) [略]

ア エライザ法 2,300円

イ・ウ [略]

(7) 馬パラチフスの検査 1,400円

(8) 豚オーエスキ一病の検査 1,200円

2・3 [略]

(手数料の徴収)

第2条 [略]

(1) 牛の結核の検査 500円

(2) [略]

(3) [略]

ア リアルタイムPCR法 4,300円

イ アに掲げる検査方法以外の検査方法 700円

(4) [略]

(5) [略]

ア エライザ法 1,800円

イ [略]

(6) [略]

ア エライザ法 2,000円

イ・ウ [略]

(7) 馬パラチフスの検査 1,300円

(8) 豚オーエスキ一病の検査 1,000円

2・3 [略]

(水産技術総合センター使用料条例の一部改正)

第28条 水産技術総合センター使用料条例（平成28年宮城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 機器使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>原魚加工関連機器</td><td>1時間につき <u>1,000円</u></td></tr><tr><td>調味加工関連機器</td><td>1時間につき <u>1,400円</u></td></tr><tr><td>包装関連機器</td><td>1時間につき <u>450円</u></td></tr><tr><td>くん 燻製関連機器</td><td>1時間につき <u>500円</u></td></tr><tr><td>粉碎関連機器</td><td>1時間につき <u>200円</u></td></tr></tbody></table> <p>備考 [略]</p> <p>(2) 施設使用料 1区画1日につき <u>450円</u></p>	種 別	上限額	原魚加工関連機器	1時間につき <u>1,000円</u>	調味加工関連機器	1時間につき <u>1,400円</u>	包装関連機器	1時間につき <u>450円</u>	くん 燻製関連機器	1時間につき <u>500円</u>	粉碎関連機器	1時間につき <u>200円</u>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1) 機器使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>原魚加工関連機器</td><td>1時間につき <u>750円</u></td></tr><tr><td>調味加工関連機器</td><td>1時間につき <u>950円</u></td></tr><tr><td>包装関連機器</td><td>1時間につき <u>300円</u></td></tr><tr><td>くん 燻製関連機器</td><td>1時間につき <u>350円</u></td></tr><tr><td>粉碎関連機器</td><td>1時間につき <u>100円</u></td></tr></tbody></table> <p>備考 [略]</p> <p>(2) 施設使用料 1区画1日につき <u>400円</u></p>	種 別	上限額	原魚加工関連機器	1時間につき <u>750円</u>	調味加工関連機器	1時間につき <u>950円</u>	包装関連機器	1時間につき <u>300円</u>	くん 燻製関連機器	1時間につき <u>350円</u>	粉碎関連機器	1時間につき <u>100円</u>
種 別	上限額																								
原魚加工関連機器	1時間につき <u>1,000円</u>																								
調味加工関連機器	1時間につき <u>1,400円</u>																								
包装関連機器	1時間につき <u>450円</u>																								
くん 燻製関連機器	1時間につき <u>500円</u>																								
粉碎関連機器	1時間につき <u>200円</u>																								
種 別	上限額																								
原魚加工関連機器	1時間につき <u>750円</u>																								
調味加工関連機器	1時間につき <u>950円</u>																								
包装関連機器	1時間につき <u>300円</u>																								
くん 燻製関連機器	1時間につき <u>350円</u>																								
粉碎関連機器	1時間につき <u>100円</u>																								

(漁港管理条例の一部改正)

第29条 漁港管理条例（平成元年宮城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第1（第12条関係）

施設の種類	区分	使用料		
		単位	単価	額
[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
廃油処理施設	基本料金	バラスト水 ビルジ	利用数量1 立方メートルにつき	130円 1,300円

備考 [略]

別表第1（第12条関係）

施設の種類	区分	使用料		
		単位	単価	額
[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
廃油処理施設	基本料金	バラスト水 ビルジ	利用数量1 立方メートルにつき	100円 1,000円

備考 [略]

(公共用財産管理条例の一部改正)

第30条 公公用財産管理条例（平成12年宮城県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
(1) [略]			(1) [略]		
項	区分	使 用 料			[略]
		単 位	単 価	[略]	
1	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本につき1年	1,100円		
2	埋設線及び架設線	長さ1メートルにつき1年	7円		

3	その他工作物の設置を伴う使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>240円</u>	
4	その他工作物の設置を伴わない使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>150円</u>	

3	その他工作物の設置を伴う使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>170円</u>	
4	その他工作物の設置を伴わない使用	使用面積1平方メートルにつき1年	<u>100円</u>	

(2) [略]

項	区分	使 用 料	
		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>210円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>220円</u>
4	砂利(径8センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
5	栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
6	玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>280円</u>
7	転石(径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	<u>450円</u>

備考

- (1) [略]
- (2) 使用期間が1月未満の使用料の額の算定については、第1号の表1の項中「1,100円」とあるのは「1,210円」と、同表3の項中「240円」とあるのは「270円」と、同表4の項中「150円」とあるのは「170円」とする。
- (3)～(6) [略]

項	区分	使 用 料	
		単 位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>150円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>170円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
4	砂利(径8センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
5	栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
6	玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>230円</u>
7	転石(径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	<u>370円</u>

備考

- (1) [略]
- (2) 使用期間が1月未満の使用料の額の算定については、第1号の表1の項中「640円」とあるのは「660円」と、同表3の項中「170円」とあるのは「180円」とする。
- (3)～(6) [略]

(海岸占用料等条例の一部改正)

第31条 海岸占用料等条例（平成12年宮城県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表（第3条関係）

(1) [略]

項	区分	占用料		
		単位	単価	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本につき1年	1,100円	
5	送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200円	
6	広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	240円	
7	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	
8	埋設線及び架設線	長さ1メートルにつき1年	240円	
[略]	[略]	[略]	[略]	
10	その他工作物を伴う占用	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	
11	その他工作物を伴わない占用	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	

(2) [略]

項	区分	土石採取料

別表（第3条関係）

(1) [略]

項	区分	占用料		
		単位	単価	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本につき1年	640円	
5	送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	700円	
6	広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	170円	
7	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	
8	埋設線及び架設線	長さ1メートルにつき1年	170円	
[略]	[略]	[略]	[略]	
10	その他工作物を伴う占用	最大外径が1メートル以内のもの	長さ1メートルにつき1年	
		最大外径が1メートルを超えるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	
11	その他工作物を伴わない占用	占用面積1平方メートルにつき1年	100円	

(2) [略]

項	区分	土石採取料

		単位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>210円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>220円</u>
4	砂利(径8センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
5	栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>250円</u>
6	玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>280円</u>
7	転石(径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	<u>450円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

		単位	額
1	土砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>150円</u>
2	砂	採取体積1立方メートルにつき	<u>170円</u>
3	切込砂利	採取体積1立方メートルにつき	<u>180円</u>
4	砂利(径8センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
5	栗石(径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>200円</u>
6	玉石(径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの)	採取体積1立方メートルにつき	<u>230円</u>
7	転石(径60センチメートル以上のもの)	採取数量1個につき	<u>370円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

備考 [略]

(流水占用料等条例の一部改正)

第32条 流水占用料等条例（平成12年宮城県条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(流水占用料等の減免)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(流水占用料等の減免)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

(1)～(3) [略]

(4) 地域の文化若しくは産業の発展に資するとき又は公益上
若しくは自然災害その他のやむを得ない理由により必要と認
められるとき。

3 [略]

別表（第3条関係）

(1) [略]

(2) [略]

項	区分	流水占用料		
		単位	単価	[略]
1	原動力の用に供するもの	許可使用水 量毎秒1立 方メートル につき1年	40万円	[略]
2	工業用水その他の用に供す るもの	許可使用水 量毎秒1立 方メートル につき1年	512万円	

(3) [略]

項	区分	土地占用料		
		単位	単価	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	ゴルフ場	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	150円	[略]

(1)～(3) [略]

(4) 地域の文化又は産業の発展に資するとき又は公益上若し
くは自然災害その他のやむを得ない理由により必要と認めら
れるとき。

3 [略]

別表（第3条関係）

(1) [略]

(2) [略]

項	区分	流水占用料		
		単位	単価	[略]
1	原動力の用に供するもの	許可使用水 量毎秒1立 方メートル につき1年	38万2,000円	[略]
2	工業用水その他の用に供す るもの	許可使用水 量毎秒1立 方メートル につき1年	488万円	

(3) [略]

項	区分	土地占用料		
		単位	単価	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	ゴルフ場	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	100円	[略]

5	自動車教習場及び自動車練習場		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	仙台市 の区域	270 円			5	自動車教習場及び自動車練習場		仙台市 の区域	190 円
			その他の区域		160 円				その他の区域		110 円	
6	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの		1 本につき 1 年		1,100 円			6	電柱、支柱、支線その他これらに類するもの		1 本につき 1 年	640 円
7	送電塔その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		1,200 円			7	送電塔その他これに類するもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	700 円
8	広告板		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年		240 円			8	広告板		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	170 円
9	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が 1 メートル以内のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年		240 円			9	埋設工作物及び架設工作物	最大外径が 1 メートル以内のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	170 円
		最大外径が 1 メートルを超えるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年						最大外径が 1 メートルを超えるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		
10	埋設線及び架設線		長さ 1 メートルにつき 1 年		240 円			10	埋設線及び架設線		長さ 1 メートルにつき 1 年	170 円
[略]	[略]		[略]	[略]				[略]	[略]		[略]	[略]
12	その他工作物を伴う占用	最大外径が 1 メートル以内のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年		240 円			12	その他工作物を伴う占用	最大外径が 1 メートル以内のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	170 円
		最大外径が 1 メートルを超えるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年						最大外径が 1 メートルを超えるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		
13	その他工作物を伴わない占用		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		150 円			13	その他工作物を伴わない占用		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	100 円

(4) [略]

項	区分	河川産出物採取料	
		単位	額
1	土砂	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>180 円</u>
2	砂	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>210 円</u>
3	切込砂利	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>220 円</u>
4	砂利（径 8 センチメートル未満の もの）	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>250 円</u>
5	栗石（径 8 センチメートル以上 15 センチメートル未満のもの）	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>250 円</u>
6	玉石（径 15 センチメートル以上 60 センチメートル未満のもの）	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>280 円</u>
7	転石（径 60 センチメートル以上の もの）	採取数量 1 個に つき	<u>450 円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
9	よし及びかや	採取数量 1.5 メー トル縄締め 1 束 につき	<u>170 円</u>

備考 [略]

(4) [略]

項	区分	河川産出物採取料	
		単位	額
1	土砂	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>150 円</u>
2	砂	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>170 円</u>
3	切込砂利	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>180 円</u>
4	砂利（径 8 センチメートル未満の もの）	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>200 円</u>
5	栗石（径 8 センチメートル以上 15 センチメートル未満のもの）	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>200 円</u>
6	玉石（径 15 センチメートル以上 60 センチメートル未満のもの）	採取体積 1 立方 メートルにつき	<u>230 円</u>
7	転石（径 60 センチメートル以上の もの）	採取数量 1 個に つき	<u>370 円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
9	よし及びかや	採取数量 1.5 メー トル縄締め 1 束 につき	<u>140 円</u>

備考 [略]

(県立都市公園条例の一部改正)

第33条 県立都市公園条例（昭和34年宮城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第4（第10条、第12条の2関係）	別表第4（第10条、第12条の2関係）

(1) [略]

区分		単位	使用料の額
公園施設の設置	休憩所	1 平方メートル 1 月につき	110円
	売店		160円
	軽飲食店		160円
	旅館		110円
	その他の公園施設		90円
公園施設の管理	[略]	[略]	[略]
	松島海岸レストハウス	1 平方メートル 1 月につき	3,100円
	その他の公園施設		1,200円

(2) [略]

区分		単位	使用料の額
電柱、電話柱その他これらに類するもの	電柱及び電話柱	1 本 1 月につき	110円
	その他のもの		90円
電線敷		1 平方メートル 1 月につき	90円
鉄塔		1 平方メートル 1 月につき	170円
[略]	[略]	[略]	[略]
通路、鉄道、軌道、公共駐車場等で地下に設けられるもの		1 平方メートル 1 月につき	90円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1 平方メートル 1 日につき	90円
標識		1 本 1 月につき	90円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1 平方メートル 1 月につき	90円
索道及び鋼索鉄道		1 平方メートル 1 月につき	90円
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場		1 平方メートル 1 月につき	90円
公衆電話所		1 平方メートル 1 月につき	90円
天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設		1 平方メートル 1 月につき	90円

(3) [略]

(1) [略]

区分		単位	使用料の額
公園施設の設置	休憩所	1 平方メートル 1 月につき	100円
	売店		140円
	軽飲食店		140円
	旅館		100円
	その他の公園施設		80円
公園施設の管理	[略]	[略]	[略]
	松島海岸レストハウス	1 平方メートル 1 月につき	2,800円
	その他の公園施設		1,100円

(2) [略]

区分		単位	使用料の額
電柱、電話柱その他これらに類するもの	電柱及び電話柱	1 本 1 月につき	100円
	その他のもの		80円
電線敷		1 平方メートル 1 月につき	80円
鉄塔		1 平方メートル 1 月につき	150円
[略]	[略]	[略]	[略]
通路、鉄道、軌道、公共駐車場等で地下に設けられるもの		1 平方メートル 1 月につき	80円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1 平方メートル 1 日につき	80円
標識		1 本 1 月につき	80円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1 平方メートル 1 月につき	80円
索道及び鋼索鉄道		1 平方メートル 1 月につき	80円
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場		1 平方メートル 1 月につき	80円
公衆電話所		1 平方メートル 1 月につき	80円
天体観測施設、気象観測施設及び土地観測施設		1 平方メートル 1 月につき	80円

(3) [略]

区分	使用料の額	
販売	販売員1人1日につき	680円
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	570円
業として行う映画撮影	1日につき	3万8,200円
ラジオ放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1日につき 4,900円
	その他の公園施設	1日につき 2,700円
テレビジョン放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1日につき 2万4,100円
	その他の公園施設	1日につき 7,600円
[略]	[略]	
広告	仙台港多賀城地区緩衝緑地及び岩沼海浜緑地の有料公園施設	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合
		表示面積1平方メートル1日につき 1,100円
		表示面積1平方メートル1年につき 2万4,800円
	その他の公園の有料公園施設	
		表示面積1平方メートル1日につき 1,100円

区分	使用料の額	
販売	販売員1人1日につき	600円
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	500円
業として行う映画撮影	1日につき	3万4,700円
ラジオ放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1日につき 4,400円
	その他の公園施設	1日につき 2,500円
テレビジョン放送	宮城球場及び宮城スタジアム	1日につき 2万1,900円
	その他の公園施設	1日につき 6,900円
[略]	[略]	
広告	仙台港多賀城地区緩衝緑地及び岩沼海浜緑地の有料公園施設	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行う場合
		表示面積1平方メートル1日につき 1,000円
		表示面積1平方メートル1年につき 2万2,500円
	その他の公園の有料公園施設	
		表示面積1平方メートル1日につき 1,000円

別表第5（第10条関係）

(1) [略]

区分		使用料の額	
		一般	学生等
ヨットハーバー会議室			
	全日	1,500円	750円
ヨットハーバー会議室	午前	600円	300円
	午後	900円	450円

別表第5（第10条関係）

(1) [略]

区分		使用料の額	
		一般	学生等
ヨットハーバー会議室	第1会議室	全日	1,400円
		午前	560円
		午後	840円
ヨットハーバー会議室	第2会議室	全日	1,000円
		午前	400円
		午後	600円

ヨット 艇 庫	1 艇につ き	利用期間が 1 月未満の場合 1 日につき	<u>220円</u>	<u>110円</u>
		利用期間が 1 月以上 1 年未満 の場合 1 月につき	<u>5,600円</u>	<u>2,700円</u>
		利用期間が 1 年の場合	<u>6 万 2,100円</u>	<u>3 万 1,000円</u>

備考 [略]

(2) [略]

別表第 7 (第12条の 2 関係)

(1) [略]

区 分			利 用 料 金 の 基 準 額		
			アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合
一般	生徒等				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城テニスコート	1面 1 時間につき		<u>600円</u>	<u>300円</u>	<u>1,900円</u>

(2) [略]

区 分				利 用 料 金 の 基 準 額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]			
宮城テニスコート	クラブハウス			<u>4,700円</u>
	温水シャワー室	貸切利用	1回につき	<u>4,700円</u>
		個人利用	1人 1 回につき	<u>150円</u>
	放送設備			<u>7,500円</u>

(3) [略]

備考 [略]

ヨット 艇 庫	1 艇につ き	利用期間が 1 月未満の場合 1 日につき	<u>200円</u>	<u>100円</u>
		利用期間が 1 月以上 1 年未満 の場合 1 月につき	<u>5,100円</u>	<u>2,500円</u>
		利用期間が 1 年の場合	<u>5 万 6,500円</u>	<u>2 万 8,200円</u>

備考 [略]

(2) [略]

別表第 7 (第12条の 2 関係)

(1) [略]

区 分			利 用 料 金 の 基 準 額		
			アマチュアスポーツに利用する場合		アマチュアスポーツ以外に利用する場合
一般	生徒等				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城テニスコート	1面 1 時間につき		<u>550円</u>	<u>250円</u>	<u>1,800円</u>

(2) [略]

区 分				利 用 料 金 の 基 準 額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]			
宮城テニスコート	クラブハウス			<u>4,300円</u>
	温水シャワー室	貸切利用	1回につき	<u>4,300円</u>
		個人利用	1人 1 回につき	<u>100円</u>
	放送設備			<u>6,900円</u>

(3) [略]

備考 [略]

別表第8（第12条の2関係）

区分			利用料金の基準額	
			一般	学生等
野球場	全日		6,800円	3,400円
	午前		2,800円	1,300円
	午後		3,900円	1,900円
陸上競技場	貸切利用	全日	6,800円	3,400円
		午前	2,800円	1,300円
		午後	3,900円	1,900円
	個人利用	1人1回につき	110円	[略]
サッカー・ラグビー場	全日		6,800円	3,400円
	午前		2,800円	1,300円
	午後		3,900円	1,900円
テニスコート	1面につき	全日	1,500円	750円
		午前	640円	320円
		午後	870円	430円
バレーボール場	1面につき	全日	1,500円	750円
		午前	640円	320円
		午後	870円	430円

備考 [略]

別表第9（第12条の2関係）

区分			利用料金の基準額		
			一般	学生等	附帯施設
野球場	入場料を徴収する場合	全日	3万5,600円	1万7,800円	放送施設 6,000円
		午前	1万5,500円	7,600円	
		午後	1万9,900円	9,900円	
	入場料を徴収しない	全日	1万1,700円	5,800円	

別表第8（第12条の2関係）

区分			利用料金の基準額	
			一般	学生等
野球場	全日		6,200円	3,100円
	午前		2,600円	1,200円
	午後		3,500円	1,700円
陸上競技場	貸切利用	全日	6,200円	3,100円
		午前	2,600円	1,200円
		午後	3,500円	1,700円
	個人利用	1人1回につき	100円	[略]
サッカー・ラグビー場	全日		6,200円	3,100円
	午前		2,600円	1,200円
	午後		3,500円	1,700円
テニスコート	1面につき	全日	1,320円	660円
		午前	560円	280円
		午後	760円	380円
バレーボール場	1面につき	全日	1,320円	660円
		午前	560円	280円
		午後	760円	380円

備考 [略]

別表第9（第12条の2関係）

区分			利用料金の基準額		
			一般	学生等	附帯施設
野球場	入場料を徴収する場合	全日	3万2,300円	1万6,100円	放送施設 5,500円
		午前	1万4,100円	6,900円	
		午後	1万8,100円	9,000円	
	入場料を徴収しない	全日	1万600円	5,300円	

	い場合	午前	5,100円	2,500円	
		午後	6,500円	3,200円	
テニスコート	1面につき	全日	5,700円	2,500円	
		午前	2,500円	1,000円	
		午後	3,100円	1,300円	
多目的広場	全日		6,300円	3,100円	
	午前		2,500円	1,200円	
	午後		3,600円	1,800円	
研修室	全日			1,700円	
	午前			800円	
	午後			910円	
温水シャワー	1人1回につき			110円	

備考 [略]

	い場合	午前	4,700円	2,200円	
		午後	5,900円	2,900円	
テニスコート	1面につき	全日	5,200円	2,200円	
		午前	2,200円	900円	
		午後	2,800円	1,200円	
多目的広場	全日		5,700円	2,800円	
	午前		2,200円	1,100円	
	午後		3,300円	1,600円	
研修室	全日			1,500円	
	午前			700円	
	午後			800円	
温水シャワー	1人1回につき			100円	

備考 [略]

別表第10 (第12条の2関係)

(1) [略]

区分			利用料金の基準額		[略]
	一般	生徒等			
宮城スタジアム	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	スタンドを利用しない場合	9,900円	4,900円
			メインスタンドのみを利用する場合	1万3,900円	7,000円
			メインスタンド及びバックスタンドを利用する場合	1万8,400円	9,200円
			1階スタンドを全部利用する場合	2万700円	1万300円
			全てのスタンドを利用する場合	2万4,300円	1万2,100円
		[略]	[略]		[略]
		個人利用	1人1回につき	250円	150円
		宮城ス	アマチュアスポーツに利用する	1時間	1,900円
		貸切			950円

別表第10 (第12条の2関係)

(1) [略]

区分			利用料金の基準額		[略]
	一般	生徒等			
宮城スタジアム	貸切利用	アマチュアスポーツに利用する場合	スタンドを利用しない場合	9,000円	4,500円
			メインスタンドのみを利用する場合	1万2,700円	6,400円
			メインスタンド及びバックスタンドを利用する場合	1万6,800円	8,400円
			1階スタンドを全部利用する場合	1万8,900円	9,400円
			全てのスタンドを利用する場合	2万2,100円	1万1,000円
		[略]	[略]		[略]
		個人利用	1人1回につき	200円	100円
		宮城ス	アマチュアスポーツに利用する	1時間	1,800円
		貸切			900円

タジアム補助競技場	利用	場合	につき								
		[略]	[略]	[略]	[略]						
	個人利用	1人1回につき		250円	150円						
	貸切利用	アマチュアスポーツを利用する場合	1時間につき	950円	500円						
投てき場	投てき場	[略]	[略]	[略]	[略]						
		1人1回につき		250円	150円						
	個人利用	1人1回につき		250円	150円						
	貸切利用	アマチュアスポーツを利用する場合	1時間につき	900円	450円						
総合体育館	貸切利用	アマチュアスポーツを利用する場合	入場料を徴収する場合	メインアリーナ サブアリーナ	2万3,700円 6,000円	1万1,700円 2,900円					
		アマチュアスポーツを利用する場合	入場料を徴収しない場合	メインアリーナ サブアリーナ	7,800円 1,900円	3,800円 900円					
		アマチュアスポーツを利用する場合	入場料を徴収する場合	メインアリーナ サブアリーナ	15万8,000円 4万1,300円	7万9,400円 2万600円					
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	メインアリーナ サブアリーナ	4万7,500円 1万2,300円	2万3,700円 6,000円					
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	メインアリーナ サブアリーナ	9万5,100円	2万4,700円					
		個人利用	メインアリーナ サブアリーナ	1人1回につき	250円 250円	150円 150円					
		個人利用	メインアリーナ サブアリーナ	1人1回につき	250円 250円	150円 150円					
		個人利用	メインアリーナ サブアリーナ	1人1回につき	250円 250円	150円 150円					
総合プール	貸切利用	入場料を徴収する場合	メインプール		4万7,500円	2万3,600円					
			サブプール		2万3,700円	1万1,700円					
			飛込プール		1万8,500円	9,200円					
		入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	メインプール サブプール 飛込プール 全面開放	1万5,000円 1,700円	7,400円 850円					
		入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	メインプール サブプール 飛込プール 全面開放	1万3,700円 1,600円	6,800円 800円					
		入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	メインプール サブプール 飛込プール 全面開放	1万3,700円 1,600円	6,800円 800円					
		入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	メインプール サブプール 飛込プール 全面開放	1万3,700円 1,600円	6,800円 800円					
		入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	メインプール サブプール 飛込プール 全面開放	1万3,700円 1,600円	6,800円 800円					

場合	サブ プレー 1コ ース	全面	7,400円	3,600円	
		飛込プール	850円	450円	
		メイ全面 ンブ 1コ ース	6,000円	2,900円	
		3万1,300円	1万5,000円		
		3,700円	1,700円		
		1万5,000円	7,400円		
		1,700円	850円		
		1万2,400円	6,000円		
		個人利用	1人1回につき	750円	
				400円	
テニス コート	アマチュアスポーツに利用する場合	1面1時間につき	750円	400円	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		2,400円	1,200円	
合宿所	指導員室	1人1泊につき		2,400円	
	宿泊室		1,700円	850円	

場合	サブ プレー 1コ ース	全面	6,800円	3,300円	
		飛込プール	800円	400円	
		メイ全面 ンブ 1コ ース	5,500円	2,700円	
		3万8,500円	1万3,700円		
		3,400円	1,600円		
		1万3,700円	6,800円		
		1,600円	800円		
		1万1,300円	5,500円		
		個人利用	1人1回につき	700円	
				350円	
テニス コート	アマチュアスポーツに利用する場合	1面1時間につき	700円	350円	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		2,200円	1,100円	
合宿所	指導員室	1人1泊につき		2,200円	
	宿泊室		1,600円	800円	

(2) [略]

区分			利用料金 の基準額
宮城スタジアム	放送・音響施設	1日につき	9,600円
		全部を利用する場合	2万3,600円
		一部を利用する場合 1個、1本、1台又は1丁	150円
		一部を利用する場合 1組又は一式	400円
		サッカー競技用具一式	3,400円
	写真判定機	一式1日につき	1万8,100円
		アマチュアが利用する場合	8,800円
	大型映像装置	広告を行う場合 1分につき	8,800円
		1時間につき	1万7,600円
		アマチュア以外が利用する場合	1万7,600円
		1時間につき	1万7,600円
照明施設	全灯の場合	1時間につき	6万8,900円
	3分の2灯利用の場合		4万3,600円

(2) [略]

区分			利用料金 の基準額
宮城スタジアム	放送・音響施設	1日につき	8,800円
		全部を利用する場合	2万1,500円
		一部を利用する場合 1個、1本、1台又は1丁	100円
		一部を利用する場合 1組又は一式	350円
		サッカー競技用具一式	3,100円
	写真判定機	一式1日につき	1万6,500円
		アマチュアが利用する場合	8,000円
	大型映像装置	広告を行う場合 1分につき	8,000円
		1時間につき	1万6,000円
		アマチュア以外が利用する場合	1万6,000円
		1時間につき	1万6,000円
照明施設	全灯の場合	1時間につき	6万2,700円
	3分の2灯利用の場合		3万9,700円

		2分の1灯利用の場合		3万9,900円			2分の1灯利用の場合		3万6,300円	
		3分の1灯利用の場合		2万3,700円			3分の1灯利用の場合		2万1,600円	
		5分の1灯利用の場合		1万6,100円			5分の1灯利用の場合		1万4,700円	
		10分の1灯利用の場合		9,100円			10分の1灯利用の場合		8,300円	
	きよ 炬火台	1日につき		5,800円			きよ 炬火台	1日につき	5,300円	
	競技運営室	1室1時間につき		750円			競技運営室	1室1時間につき	700円	
	会議室			750円			会議室		700円	
	ドーピングテスト室	1時間につき		1,500円			ドーピングテスト室	1時間につき	1,400円	
	審判更衣室	1室1時間につき		500円			審判更衣室	1室1時間につき	450円	
	インタビュールーム	1時間につき		1,500円			インタビュールーム	1時間につき	1,400円	
	報道関係室	1室1時間につき		750円			報道関係室	1室1時間につき	700円	
	指導員室			400円			指導員室		350円	
	選手更衣室			2,300円			選手更衣室		2,100円	
	貴賓室1、2			2,300円			貴賓室1、2		2,100円	
	貴賓室3	1時間につき		4,700円			貴賓室3	1時間につき	4,300円	
	特別室1、2	1室1時間につき		1,500円			特別室1、2	1室1時間につき	1,400円	
	特別室3、4			750円			特別室3、4		700円	
	展望室（特別室3及び4を含む。）	1時間につき		6,200円			展望室（特別室3及び4を含む。）	1時間につき	5,700円	
	脱衣室・浴室	1室1時間につき		3,800円			脱衣室・浴室	1室1時間につき	3,500円	
	チケット売場	1箇所1日につき		3,100円			チケット売場	1箇所1日につき	2,900円	
	放送施設	1日につき		6,900円			放送施設	1日につき	6,300円	
宮城スタジアム 補助競技場	競技用具	全部を利用する場合	1日につき	1万7,000円			全部を利用する場合	1日につき	1万5,500円	
		一部を利用する場合1個、1本、1台又は1丁		150円			一部を利用する場合1個、1本、1台又は1丁		100円	
		一部を利用する場合1組又は一式		300円			一部を利用する場合1組又は一式		250円	
		サッカー競技用具一式		1,100円			サッカー競技用具一式		1,000円	
投てき場	競技用具	1種目1日につき		300円			投てき場	競技用具	1種目1日につき	250円
総合体育館	放送施設	1日につき		6,000円			放送施設	1日につき	5,500円	
	電光得点表示装置	大型	1日につき	9,600円			電光得点表示装置	1日につき	8,800円	
		小型		4,900円			小型		4,500円	

	壁面収納式可動席	1日につき		12万1,000円			壁面収納式可動席	1日につき		11万円	
照明施設	2分の1灯を超えて、4分の3灯までの場合	メインアリーナ	1時間につき	1,800円			2分の1灯を超えて、4分の3灯までの場合	メインアリーナ	1時間につき	1,700円	
		サブアリーナ		300円				サブアリーナ		250円	
		メインアリーナ		4,100円				メインアリーナ		3,800円	
		サブアリーナ		550円				サブアリーナ		500円	
	4分の3灯を超える場合	メインアリーナ	1時間につき	2万4,600円			4分の3灯を超える場合	メインアリーナ	1時間につき	2万2,400円	
		サブアリーナ		2,500円				サブアリーナ		2,300円	
		メインアリーナ		1万7,100円				メインアリーナ		1万5,600円	
		サブアリーナ		1,900円				サブアリーナ		1,800円	
電気設備	1キロワット時につき			150円			電気設備	1キロワット時につき		100円	
トレーニングルーム	一般	1人1回につき		450円			トレーニングルーム	一般	1人1回につき	410円	
	生徒等			250円				生徒等		210円	
視聴覚室	1時間につき			1,500円			視聴覚室	1時間につき		1,400円	
第1会議室				750円			第1会議室			700円	
第2会議室				750円			第2会議室			700円	
第3会議室				400円			第3会議室			350円	
第4会議室				750円			第4会議室			700円	
第5会議室				250円			第5会議室			200円	
第6会議室				550円			第6会議室			500円	
ロッカールーム1				2,300円			ロッカールーム1			2,100円	
ロッカールーム2				2,300円			ロッカールーム2			2,100円	
控室1				750円			控室1			700円	
控室2				750円			控室2			700円	
控室3				1,500円			控室3			1,400円	
記者室				750円			記者室			700円	
特別室				2,300円			特別室			2,100円	
総合プール	放送施設	1日につき		6,000円			総合プール	放送施設	1日につき	5,500円	
	電光表示装置	1日につき		2万4,600円				電光表示装置	1日につき	2万2,400円	

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第34条 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1"><thead><tr><th>納 入 義 務 者</th><th>徴収の時期</th><th>手 数 料 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>39 [略]</td><td>[略]</td><td>作動又は発給1回につき 300円</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>72 [略]</td><td>[略]</td><td><u>500円</u></td></tr><tr><td>備考 [略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～4 [略]</p>	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	[略]	[略]	[略]	39 [略]	[略]	作動又は発給1回につき 300円	[略]	[略]	[略]	72 [略]	[略]	<u>500円</u>	備考 [略]			<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1"><thead><tr><th>納 入 義 務 者</th><th>徴収の時期</th><th>手 数 料 の 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>39 [略]</td><td>[略]</td><td>作動又は発給1回につき <u>200円</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>72 [略]</td><td>[略]</td><td><u>450円</u></td></tr><tr><td>備考 [略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>2～4 [略]</p>	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	[略]	[略]	[略]	39 [略]	[略]	作動又は発給1回につき <u>200円</u>	[略]	[略]	[略]	72 [略]	[略]	<u>450円</u>	備考 [略]		
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額																																			
[略]	[略]	[略]																																			
39 [略]	[略]	作動又は発給1回につき 300円																																			
[略]	[略]	[略]																																			
72 [略]	[略]	<u>500円</u>																																			
備考 [略]																																					
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額																																			
[略]	[略]	[略]																																			
39 [略]	[略]	作動又は発給1回につき <u>200円</u>																																			
[略]	[略]	[略]																																			
72 [略]	[略]	<u>450円</u>																																			
備考 [略]																																					

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた行為、使用、設置、管理又は占用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第9条の規定による改正後の理容師法施行条例第7条第1項の規定及び第10条の規定による改正後の美容師法施行条例第7条第1項の規定は、施行日以後に申請される検査に係る手数料について適用し、施行日前に申請された検査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に申請又は請求がなされた浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の規定による登録又は謄本の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第22条の規定による改正後の産業技術総合センター条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料及び試験等に係る手数料について適用し、施行日前の使用に係る使用料及び試験等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 6 第25条の規定による改正後の種畜預託手数料条例第2条の規定は、施行日以後の預託に係る手数料について適用し、施行日前の預託に係る手数料については、なお従前の例による。
- 7 第29条の規定による改正後の漁港管理条例別表第1の規定は、施行日以後の漁港施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前の漁港施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 8 第30条の規定による改正後の公用財産管理条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 9 第31条の規定による改正後の海岸占用料等条例別表の規定は、施行日以後に徴収すべき海岸占用料等(同条例第3条第1項に規定する海岸占用料等をいう。以下同じ。)について適用し、施行日の前日までに徴収すべき海岸占用料等については、なお従前の例による。
- 10 第32条の規定による改正後の流水占用料等条例別表(第1号の表を除く。)の規定は、施行日以後に徴収すべき流水占用料等(同条例第3条第1項に規定する流水占用料等をいう。以下同じ。)について適用し、施行日の前日までに徴収すべき流水占用料等については、なお従前の例による。

(準備行為)

11 第1条の規定による改正後の総合運動場条例第15条第2項、第2条の規定による改正後のライフル射撃場条例第10条第2項、第3条の規定による改正後の県民の森等の設置及び管理に関する条例第12条第2項、第24条の規定による改正後の産業交流センター条例第11条第2項、第33条の規定による改正後の県立都市公園条例第12条の2第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第30号議案

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(手数料の徴収)		(手数料の徴収)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	手 数 料 の 額
1 [略]	[略]	(1) [略] ア 全部の容積の測度又は上 甲板下全部の容積の測度を行 う場合 1隻につき <u>3万 8,200円</u> イ その他の場合 1隻につ き <u>2万7,100円</u> (2) [略] ア 全部の容積の測度又は上 甲板下全部の容積の測度を行 う場合 1隻につき <u>1万 9,700円</u> イ その他の場合 1隻につ き <u>1万4,700円</u> (3) 総トン数3トン未満の小型 漁船の場合(当該小型漁船の実 測を行う場合に限る。) 1隻 につき <u>1万4,700円</u>	(1) [略] ア 全部の容積の測度又は上 甲板下全部の容積の測度を行 う場合 1隻につき <u>3万 8,000円</u> イ その他の場合 1隻につ き <u>2万6,800円</u> (2) [略] ア 全部の容積の測度又は上 甲板下全部の容積の測度を行 う場合 1隻につき <u>1万 9,500円</u> イ その他の場合 1隻につ き <u>1万4,500円</u> (3) 総トン数3トン未満の小型 漁船の場合(当該小型漁船の実 測を行う場合に限る。) 1隻 につき <u>1万4,500円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
41 [略]	[略]	<u>5,800円</u>	<u>5,600円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

55 [略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>2万 2,200円</u> (2) [略]	55 [略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>2万 2,000円</u> (2) [略]
56 [略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>1万 6,700円</u> (2) [略]	56 [略]	[略]	(1) 実地検査を行う場合 <u>1万 6,000円</u> (2) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
64 [略]	[略]	(1) 家畜取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者の数が5人以上である場合 <u>4,000円</u> (2) 家畜取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>2,400円</u> (3) その他の場合 <u>2,000円</u>	64 [略]	[略]	(1) 家畜取引の業務（家畜商法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する使用人その他の従業者の数が5人以上である場合 <u>3,500円</u> (2) 家畜取引の業務に従事する使用人その他の従業者の数が1人以上4人以下である場合 <u>2,200円</u> (3) その他の場合 <u>1,800円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
66 [略]	[略]	<u>1,400円</u>	66 [略]	[略]	<u>1,200円</u>
67 [略]	[略]	<u>1,400円</u>	67 [略]	[略]	<u>1,200円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
79 [略]	[略]	<u>3万7,200円</u>	79 [略]	[略]	<u>3万5,000円</u>
80 [略]	[略]	<u>7,200円</u>	80 [略]	[略]	<u>7,100円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
99 [略]	[略]	用紙1枚につき <u>450円</u>	99 [略]	[略]	用紙1枚につき <u>440円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
110 [略]	[略]	<u>2,100円</u>	110 [略]	[略]	<u>2,000円</u>
111 [略]	[略]	<u>2,000円</u>	111 [略]	[略]	<u>1,800円</u>
112 [略]	[略]	<u>2,000円</u>	112 [略]	[略]	<u>1,800円</u>
113 [略]	[略]	<u>6,300円</u>	113 [略]	[略]	<u>6,000円</u>
113の2 [略]	[略]	<u>2,300円</u>	113の2 [略]	[略]	<u>1,800円</u>
113の3 [略]	[略]	<u>2,300円</u>	113の3 [略]	[略]	<u>1,800円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
119の2 [略]	[略]	1通につき <u>600円</u>	119の2 [略]	[略]	1通につき <u>500円</u>
119の3 [略]	[略]	1通につき <u>600円</u>	119の3 [略]	[略]	1通につき <u>500円</u>
119の4 [略]	[略]	<u>600円</u>	119の4 [略]	[略]	<u>500円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

162	[略]	[略]	<u>1万2,100円</u>		162	[略]	[略]	<u>1万2,000円</u>	
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
165	[略]	[略]	(1) 地域家畜市場に係るもの <u>1万8,200円</u> (2) その他の家畜市場に係るもの <u>4万4,500円</u>		165	[略]	[略]	(1) 地域家畜市場に係るもの <u>1万7,800円</u> (2) その他の家畜市場に係るもの <u>4万4,300円</u>	
166	[略]	[略]	<u>4,100円</u>		166	[略]	[略]	<u>4,000円</u>	
167	[略]	[略]	<u>7,000円</u>		167	[略]	[略]	<u>6,900円</u>	
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
179	[略]	[略]	<u>8,500円</u>		179	[略]	[略]	<u>8,200円</u>	
180	[略]	[略]	<u>8,500円</u>		180	[略]	[略]	<u>8,200円</u>	
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
183	[略]	[略]	<u>6,600円</u>		183	[略]	[略]	<u>6,500円</u>	
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
197の2	[略]	[略]	<u>1,000円</u>		197の2	[略]	[略]	<u>500円</u>	
198	[略]	[略]	<u>5,700円</u>		198	[略]	[略]	<u>5,600円</u>	
199	[略]	[略]	<u>9,500円</u>		199	[略]	[略]	<u>9,400円</u>	
200	[略]	[略]	<u>2,900円</u>		200	[略]	[略]	<u>2,800円</u>	
201	[略]	[略]	<u>3,600円</u>		201	[略]	[略]	<u>3,500円</u>	
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
232	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>		232	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>	
233	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>		233	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>	
233の2	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>		233の2	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>	
234	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>		234	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>	
235	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>		235	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>	
235の2	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>		235の2	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>	
236	[略]	[略]	<u>3万5,200円</u>		236	[略]	[略]	<u>3万5,000円</u>	
237	[略]	[略]	<u>4万5,300円</u>		237	[略]	[略]	<u>4万5,000円</u>	
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	
242	[略]	[略]	証明申請1件につき、3万6,000円に次に掲げる額を合算した額 ア 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき6,200円として、穂木にあつては1万本につき5,100円として計算した額 イ 苗木については、幼苗にあつては1万本につき <u>3,700円</u> とし		242	[略]	[略]	証明申請1件につき、3万6,000円に次に掲げる額を合算した額 ア 種穂については、種子にあつては1キログラムにつき5,900円として、穂木にあつては1万本につき5,100円として計算した額 イ 苗木については、幼苗にあつては1万本につき <u>3,600円</u> とし	

			て、幼苗以外の苗木にあっては 1万本につき5,800円に証明に 係る事実の確認の回数を乗じ て得た額として計算した額			て、幼苗以外の苗木にあっては 1万本につき5,700円に証明に 係る事実の確認の回数を乗じ て得た額として計算した額
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
256 [略]	[略]	(1) [略] ア [略] (ア) ひょう量が30キログラム以下のもの 1個につき <u>1,200円</u> (イ) ひょう量が30キログラムを超えるもの 1個につき <u>1,600円</u> (ウ) ひょう量が100キログラムを超えるもの 1個につき <u>2,000円</u> (エ) ひょう量が250キログラムを超えるもの 1個につき <u>2,300円</u> (オ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき <u>2,700円</u> イ [略] (ア) ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき <u>300円</u> (イ) ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき <u>350円</u> ウ [略] (ア) ひょう量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>300円</u> (イ) [略] (ウ) ひょう量が20キログラムを超えるもの 1個につき				

500円
 (イ) ひょう量が50キログラムを超える100キログラム以下のもの 1個につき500円
 (オ) ひょう量が100キログラムを超える250キログラム以下のもの 1個につき700円
 (カ) ひょう量が250キログラムを超える500キログラム以下のもの 1個につき950円
 (キ) ひょう量が500キログラムを超える1トン以下のもの 1個につき2,000円
 (ク) ひょう量が1トンを超える2トン以下のもの 1個につき2,800円
 (ケ) ひょう量が2トンを超える5トン以下のもの 1個につき6,900円
 (コ) ひょう量が5トンを超える10トン以下のもの 1個につき9,300円
 (サ) ひょう量が10トンを超える20トン以下のもの 1個につき1万3,000円
 (シ) ひょう量が20トンを超える30トン以下のもの 1個につき1万6,300円
 (ス) ひょう量が30トンを超える40トン以下のもの 1個につき2万1,900円
 (セ) ひょう量が40トンを超える50トン以下のもの 1個につき2万4,400円
 (リ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき4万2,400円

350円
 (イ) ひょう量が50キログラムを超える100キログラム以下のもの 1個につき450円
 (オ) ひょう量が100キログラムを超える250キログラム以下のもの 1個につき600円
 (カ) ひょう量が250キログラムを超える500キログラム以下のもの 1個につき860円
 (キ) ひょう量が500キログラムを超える1トン以下のもの 1個につき1,550円
 (ク) ひょう量が1トンを超える2トン以下のもの 1個につき2,450円
 (ケ) ひょう量が2トンを超える5トン以下のもの 1個につき6,150円
 (コ) ひょう量が5トンを超える10トン以下のもの 1個につき7,750円
 (サ) ひょう量が10トンを超える20トン以下のもの 1個につき1万1,400円
 (シ) ひょう量が20トンを超える30トン以下のもの 1個につき1万4,150円
 (ス) ひょう量が30トンを超える40トン以下のもの 1個につき1万8,900円
 (セ) ひょう量が40トンを超える50トン以下のもの 1個につき2万1,300円
 (リ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき3万7,900円

		<p>(2) [略] ア [略] イ 表す質量が200グラムを 超えるもの 1個につき <u>350円</u></p> <p>(3) [略] ア [略] イ 質量が5キログラムを超 え20キログラム以下のもの 1個につき<u>150円</u> ウ 質量が20キログラムを超 えるもの 1個につき<u>450</u> 円</p> <p>(4) [略] ア～ウ [略] エ 口径が100ミリメートル を超えるもの 1個につき <u>1,900円</u></p> <p>(5) 温水メーター 1個につき <u>350円</u></p> <p>(6) [略] ア 使用最大流量が1リット ル毎分以下のもの 1個に つき<u>650円</u> イ 表示機構の最大指示量が 50リットル以下のもの(ア に掲げるものを除く。) 1 個につき<u>1,900円</u> ウ 大型車載燃料油メーター 又は定置燃料油メーター 1個につき<u>3,800円</u> エ アからウまでに掲げるも の以外のもの 1個につき <u>2,300円</u></p> <p>(7) 液化石油ガスメーター 1 個につき<u>7,300円</u></p> <p>(8) [略] ア 使用最大流量が16立方メ ートル毎時以下のもの 1 個につき<u>250円</u> イ 使用最大流量が16立方メ</p>		<p>(2) [略] ア [略] イ 表す質量が200グラムを 超えるもの 1個につき <u>220円</u></p> <p>(3) [略] ア [略] イ 質量が5キログラムを超 え20キログラム以下のもの 1個につき<u>95円</u> ウ 質量が20キログラムを超 えるもの 1個につき<u>290</u> 円</p> <p>(4) [略] ア～ウ [略] エ 口径が100ミリメートル を超えるもの 1個につき <u>1,650円</u></p> <p>(5) 温水メーター 1個につき <u>300円</u></p> <p>(6) [略] ア 使用最大流量が1リット ル毎分以下のもの 1個に つき<u>550円</u> イ 表示機構の最大指示量が 50リットル以下のもの(ア に掲げるものを除く。) 1 個につき<u>1,550円</u> ウ 大型車載燃料油メーター 又は定置燃料油メーター 1個につき<u>3,400円</u> エ アからウまでに掲げるも の以外のもの 1個につき <u>2,050円</u></p> <p>(7) 液化石油ガスメーター 1 個につき<u>6,400円</u></p> <p>(8) [略] ア 使用最大流量が16立方メ ートル毎時以下のもの 1 個につき<u>200円</u> イ 使用最大流量が16立方メ</p>
--	--	--	--	---

		<p>一トル毎時を超える65立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>350円</u></p> <p>ウ 使用最大流量が65立方メートル毎時を超える160立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>700円</u></p> <p>エ 使用最大流量が160立方メートル毎時を超える400立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>1,200円</u></p> <p>オ 使用最大流量が400立方メートル毎時を超える1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,300円</u></p> <p>カ 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき<u>5,500円</u></p> <p>(9) アネロイド型血圧計 1個につき<u>250円</u></p>		<p>一トル毎時を超える65立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>300円</u></p> <p>ウ 使用最大流量が65立方メートル毎時を超える160立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>600円</u></p> <p>エ 使用最大流量が160立方メートル毎時を超える400立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>960円</u></p> <p>オ 使用最大流量が400立方メートル毎時を超える1,000立方メートル毎時以下のもの 1個につき<u>2,000円</u></p> <p>カ 使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの 1個につき<u>5,100円</u></p> <p>(9) アネロイド型血圧計 1個につき<u>150円</u></p>
257 [略]	[略]	<p>(1) [略] ア [略] (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,800円</u> (イ) ひょう量が100キログラムを超える250キログラム以下のもの 1個につき<u>2,200円</u> (ウ) ひょう量が250キログラムを超える500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,500円</u> (エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき<u>3,600円</u></p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛りのみがあるもの 1個につき<u>300円</u></p> <p>ウ [略]</p>	257 [略]	<p>[略]</p> <p>(1) [略] ア [略] (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき<u>1,400円</u> (イ) ひょう量が100キログラムを超える250キログラム以下のもの 1個につき<u>1,800円</u> (ウ) ひょう量が250キログラムを超える500キログラム以下のもの 1個につき<u>2,200円</u> (エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき<u>3,100円</u></p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛りのみがあるもの 1個につき<u>250円</u></p> <p>ウ [略]</p>

		<u>2,900円</u>		<u>2,500円</u>
258 [略]	[略]	1個につき <u>1,100円</u>		1個につき <u>900円</u>
259 [略]	[略]	<u>46万2,000円</u>		<u>42万7,000円</u>
260 [略]	[略]	<p>(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>1万5,200円</u></p> <p>(2) [略] ア ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,900円</u> イ ひょう量が1キログラムを超えるもの 1個につき <u>6,100円</u> ウ ひょう量が10キログラム以下のもの 1個につき <u>9,100円</u> エ ひょう量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>1万3,100円</u> オ ひょう量が200キログラムを超えるもの 1個につき <u>1万8,200円</u> カ ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき <u>2万6,200円</u></p> <p>(3) [略] ア [略] イ [略]</p> <p>(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>1,500円</u> (イ) 表す質量が5キログラムを超えるもの 1個につき <u>2,100円</u> (ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>9,700円</u></p> <p>ウ [略]</p>	[略]	<p>(1) タクシーメーター装置検査用基準器 1個につき <u>1万3,400円</u></p> <p>(2) [略] ア ひょう量が1キログラム以下のもの 1個につき <u>3,350円</u> イ ひょう量が1キログラムを超えるもの 1個につき <u>5,300円</u> ウ ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個につき <u>7,800円</u> エ ひょう量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>1万500円</u> オ ひょう量が200キログラムを超えるもの 1個につき <u>1万4,000円</u> カ ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき <u>2万1,000円</u></p> <p>(3) [略] ア [略] イ [略]</p> <p>(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>1,300円</u> (イ) 表す質量が5キログラムを超えるもの 1個につき <u>1,500円</u> (ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>8,900円</u></p> <p>ウ [略]</p>

			(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>1,300円</u> (イ) 表す質量が5キログラムを超えるもの 1個につき <u>1,900円</u> (ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>7,300円</u> (4) [略] ア 水道メーター用 (全量が1,000リットル未満のもの) 1個につき <u>3万8,400円</u> (2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとに、5割の額を加算するものとする。) イ 燃料油メーター用 (全量が25リットル以下のもの) 1個につき <u>1万5,400円</u>			(ア) 表す質量が5キログラム以下のもの 1個につき <u>1,200円</u> (イ) 表す質量が5キログラムを超えるもの 1個につき <u>1,400円</u> (ウ) 表す質量が50キログラムを超えるもの 1個につき <u>7,200円</u> (4) [略] ア 水道メーター用 (全量が1,000リットル未満のもの) 1個につき <u>3万4,500円</u> (2以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが1増すごとに、5割の額を加算するものとする。) イ 燃料油メーター用 (全量が25リットル以下のもの) 1個につき <u>1万3,600円</u>
261 [略]	[略]		<u>5万2,500円</u>			<u>4万8,900円</u>
262 [略]	[略]		<u>2,100円</u>			<u>1,600円</u>
263 [略]	[略]		<u>1,000円</u>			<u>760円</u>
[略]	[略]		[略]			[略]
265 [略]	[略]		(1) [略] ア [略] (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき <u>1,600円</u> (イ) ひょう量が100キログラムを超える250キログラム以下のもの 1個につき <u>2,300円</u> (ウ) ひょう量が250キログラムを超える500キログラム以下のもの 1個につき <u>3,000円</u> (エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個	[略]		(1) [略] ア [略] (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個につき <u>1,400円</u> (イ) ひょう量が100キログラムを超える250キログラム以下のもの 1個につき <u>1,800円</u> (ウ) ひょう量が250キログラムを超える500キログラム以下のもの 1個につき <u>2,200円</u> (エ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個

			1個につき <u>3万3,200円</u> (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>5万7,000円</u> (2) [略] (3) 皮革面積計 1個につき <u>3,000円</u>			1個につき <u>2万9,800円</u> (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個につき <u>5万1,300円</u> (2) [略] (3) 皮革面積計 1個につき <u>2,500円</u>
266 [略]	[略]		<u>2,800円</u>			<u>2,550円</u>
[略]	[略]		[略]			[略]
269 [略]	[略]		<u>1万3,500円</u>			<u>1万2,400円</u>
[略]	[略]		[略]			[略]
279 [略]	[略]		<u>5,200円</u>			<u>5,000円</u>
280 [略]	[略]		<u>5,200円</u>			<u>5,000円</u>
280の2 [略]	[略]		<u>24万2,000円</u>			<u>24万円</u>
280の3 [略]	[略]		<u>22万1,000円</u>			<u>22万円</u>
280の4 [略]	[略]		<u>22万3,000円</u>			<u>22万円</u>
280の5 [略]	[略]		<u>12万1,000円</u>			<u>12万円</u>
280の6 [略]	[略]		<u>12万1,000円</u>			<u>12万円</u>
280の7 [略]	[略]		<u>12万1,000円</u>			<u>12万円</u>
280の8 [略]	[略]		<u>3万1,700円</u>			<u>3万1,000円</u>
280の9 [略]	[略]		<u>2万5,300円</u>			<u>2万5,000円</u>
280の10 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例の許可を申請する者	[略]		[略]			[略]
281 [略]	[略]		<u>4,100円</u>			<u>4,000円</u>
282 [略]	[略]		<u>4,100円</u>			<u>4,000円</u>
283 [略]	[略]		<u>5,200円</u>			<u>5,000円</u>
284 [略]	[略]		<u>5,200円</u>			<u>5,000円</u>
[略]	[略]		[略]			[略]
284の7 [略]	[略]		<u>5,200円</u>			<u>5,000円</u>
284の8 [略]	[略]		<u>5,200円</u>			<u>5,000円</u>
[略]	[略]		[略]			[略]
296の2 [略]	[略]		(1) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディス			(1) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディス

			<p>クの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。以下(1) において同じ。)に記録したも のの交付 光ディスク 1枚につ き<u>60円</u>に当該都道府県がん 情報の提供に要する時間 1 時 間までごとに5,800円を加えた 額</p> <p>(2) 光ディスク (日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリ メートルの光ディスクの再生 装置で再生することが可能な ものに限る。以下(2)におい て同じ。)に記録したもの の交付 光ディスク 1枚につき<u>70円</u> に当該都道府県がん情報の提 供に要する時間 1 時間までご とに5,800円を加えた額</p>				<p>クの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。以下(1) において同じ。)に記録したも のの交付 光ディスク 1枚につ き<u>50円</u>に当該都道府県がん 情報の提供に要する時間 1 時 間までごとに5,800円を加えた 額</p> <p>(2) 光ディスク (日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリ メートルの光ディスクの再生 装置で再生することが可能な ものに限る。以下(2)におい て同じ。)に記録したもの の交付 光ディスク 1枚につき<u>100円</u> に当該都道府県がん情報の提 供に要する時間 1 時間までご とに5,800円を加えた額</p>
296の3 [略]		[略]	<p>(1) 光ディスク (日本産業規格 X0606及びX6281に適合する直 径120ミリメートルの光ディス クの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。以下(1) において同じ。)に記録したも のの交付 光ディスク 1枚につ き<u>60円</u>に知事が行う都道府 県がん情報の匿名化及び当該 匿名化を行った情報の提供又 は特定匿名化情報の提供に要 する時間 1 時間までごとに 5,800円を加えた額</p> <p>(2) 光ディスク (日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリ メートルの光ディスクの再生 装置で再生するこ とが可能なものに限る。以下(2)にお いて同じ。)に記録したもの の交付 光ディスク 1枚につき<u>70円</u> に知事が行う都道府県がん情 報の匿名化及び当該匿名化を行 った情報の提供又は特定匿</p>	296の3 [略]		[略]	<p>(1) 光ディスク (日本産業規格 X0606及びX6281に適合する直 径120ミリメートルの光ディス クの再生装置で再生するこ とが可能なものに限る。以下(1) において同じ。)に記録したも のの交付 光ディスク 1枚につ き<u>50円</u>に知事が行う都道府 県がん情報の匿名化及び当該 匿名化を行った情報の提供又 は特定匿名化情報の提供に要 する時間 1 時間までごとに 5,800円を加えた額</p> <p>(2) 光ディスク (日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリ メートルの光ディスクの再生 装置で再生するこ とが可能なものに限る。以下(2)にお いて同じ。)に記録したもの の交付 光ディスク 1枚につき<u>100円</u> に知事が行う都道府県がん情 報の匿名化及び当該匿名化を行 った情報の提供又は特定匿</p>

		名化情報の提供に要する時間 1時間までごとに5,800円を加えた額		名化情報の提供に要する時間 1時間までごとに5,800円を加えた額	
296の4 [略]	[略]	(1) 光ディスク（日本産業規格 X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき <u>60円</u> に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額 (2) 光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき <u>70円</u> に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額	296の4 [略]	[略]	(1) 光ディスク（日本産業規格 X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(1)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき <u>50円</u> に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額 (2) 光ディスク（日本産業規格 X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に記録したものの交付 光ディスク1枚につき <u>100円</u> に当該情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供又はがん登録推進法第22条第1項第1号に掲げる情報（匿名化を行ったものを除く。）の提供に要する時間1時間までごとに5,800円を加えた額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		
2 [略]		(指定機関への手数料の納付等)	2 [略]		(指定機関への手数料の納付等)

第3条 [略]

2 [略]

事務	指定機関	納入義務者	手数料の額	[略]
介護保険法第69条の27第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。）	[略]	[略]	1万2,100円	[略]

3 [略]

第3条 [略]

2 [略]

事務	指定機関	納入義務者	手数料の額	[略]
介護保険法第69条の27第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験問題作成事務を除く。）	[略]	[略]	1万1,000円	[略]

3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第1項の表296の2の項、296の3の項及び296の4の項の規定は、この条例の施行の日以後に情報の提供を求められる場合について適用し、同日前に情報の提供を求められた場合については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第31号議案

みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な 計画（以下「基本計画」という。）を <u>定めることができる。</u> 2～6 [略] <u>(施策の公表)</u> 第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施 策を公表するものとする。 (組織等) 第16条 [略]	第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な 計画（以下「基本計画」という。）を <u>定めなければならない。</u> 2～6 [略] <u>(議会への報告)</u> 第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施 策を <u>議会に報告するとともに、</u> 公表するものとする。 (組織等) 第16条 [略]
2 委員は、 <u>優れた識見を有する者</u> のうちから、 <u>必要な都度</u> 、知	2 委員は、 <u>次に掲げる者</u> のうちから、知事が任命する。

事が任命する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 消費者を代表する者

(3) 生産者・事業者を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第32号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年宮城県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第9条 [略]	第9条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 第6条の規定による許可証の書換え交付を申請する者 <u>2,100円</u>	(2) 第6条の規定による許可証の書換え交付を申請する者 <u>2,000円</u>
(3) 第7条の規定による許可証の再交付を申請する者 <u>2,600円</u>	(3) 第7条の規定による許可証の再交付を申請する者 <u>2,500円</u>
2・3 [略]	2・3 [略]
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]

ア [略]

イ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従業者が常駐せず、全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第3第1号ア(ア)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業することができる。

(ア)～(エ) [略]

ウ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち自動車において調理をする場合 （従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第3第1

ア [略]

イ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第3第1号ア(ア)において同じ。）をする場合にあっては、アの規定によるほか、次に定める基準により営業することができる。

(ア)～(エ) [略]

ウ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち自動車において調理をする場合又は同条第4号に規定する魚介類販売業のうち自動車において販売する場合については、第3号

号アにおいて同じ。) 又は同条第4号に規定する魚介類販売業のうち自動車において販売する場合については、第3号エ、ケ、シ及びタの基準は、適用しない。

エ 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合については、第3号ク、ケ、シ、ス、タ及びチ並びに第4号キの基準は、適用しない。

オ～ク [略]

別表第3 (第3条関係)

(1) [略]

ア [略]

イ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設 (全自動調理機を含む。(イ)及び(カ)において同じ。) の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

(イ) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自

エ、ケ、シ及びタの基準は、適用しない。

エ～キ [略]

別表第3 (第3条関係)

(1) [略]

ア [略]

動調理機を停止することができる機能を有すること。

- (ウ) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (エ) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (オ) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (カ) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

ウ [略]

(2)～(30) [略]

別表第5 (第9条関係)

(1) [略]

ア 飲食店営業(イ及びウに掲げるものを除く。) 1万9,300

円

イ [略]

(2)～(30) [略]

別表第5 (第9条関係)

(1) [略]

ア 飲食店営業(イ及びウに掲げるものを除く。) 1万9,000

円

イ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、ウに規定する臨時営業を除くもの（以下「仮設営業」という。） 1万200円

ウ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が6月間で5日未満のもの（以下「臨時営業」という。） 3,200円

エ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 1万300円

オ 食肉販売業 1万4,200円

カ 魚介類販売業（キ及びクに掲げるものを除く。） 1万4,200円

キ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 1万200円

ク 魚介類販売業のうち、臨時営業を行うもの 3,200円

ケ 魚介類競り売り営業 2万3,400円

コ 集乳業 1万4,200円

サ 乳処理業 2万3,400円

シ 特別牛乳搾取処理業 2万3,400円

ス 食肉処理業 2万3,400円

イ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、ウに規定する臨時営業を除くもの（以下「仮設営業」という。） 1万円

ウ 飲食店営業のうち、一時的又は季節的に仮設の店舗を設けて行うものであって、営業を行う日数が6月間で5日未満のもの（以下「臨時営業」という。） 3,000円

エ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、その調理された食品を販売する営業 1万円

オ 食肉販売業 1万4,000円

カ 魚介類販売業（キ及びクに掲げるものを除く。） 1万4,000円

キ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 1万円

ク 魚介類販売業のうち、臨時営業を行うもの 3,000円

ケ 魚介類競り売り営業 2万3,000円

コ 集乳業 1万4,000円

サ 乳処理業 2万3,000円

シ 特別牛乳搾取処理業 2万3,000円

ス 食肉処理業 2万3,000円

セ 食品の放射線照射業 2万3,400円
ソ 菓子製造業 2万3,400円
タ アイスクリーム類製造業 2万3,400円
チ 乳製品製造業 2万3,400円
ツ 清涼飲料水製造業 2万3,400円
テ 食肉製品製造業 2万3,400円
ト 水産製品製造業 2万3,400円
ナ 氷雪製造業 2万3,400円
ニ 液卵製造業 2万3,400円
ヌ 食用油脂製造業 2万3,400円
ネ みそ又はしょうゆ製造業 2万3,400円
ノ 酒類製造業 2万3,400円
ハ 豆腐製造業 2万3,400円
ヒ 納豆製造業 2万3,400円
フ 麺類製造業 2万3,400円
ヘ そうざい製造業 2万3,400円
ホ 複合型そうざい製造業 3万400円
マ 冷凍食品製造業 2万3,400円

セ 食品の放射線照射業 2万3,000円
ソ 菓子製造業 2万3,000円
タ アイスクリーム類製造業 2万3,000円
チ 乳製品製造業 2万3,000円
ツ 清涼飲料水製造業 2万3,000円
テ 食肉製品製造業 2万3,000円
ト 水産製品製造業 2万3,000円
ナ 氷雪製造業 2万3,000円
ニ 液卵製造業 2万3,000円
ヌ 食用油脂製造業 2万3,000円
ネ みそ又はしょうゆ製造業 2万3,000円
ノ 酒類製造業 2万3,000円
ハ 豆腐製造業 2万3,000円
ヒ 納豆製造業 2万3,000円
フ 麺類製造業 2万3,000円
ヘ そうざい製造業 2万3,000円
ホ 複合型そうざい製造業 3万円
マ 冷凍食品製造業 2万3,000円

ミ 複合型冷凍食品製造業 3万400円

ム 潰物製造業 2万3,400円

メ 密封包装食品製造業 2万3,400円

モ 食品の小分け業 2万3,400円

ヤ 添加物製造業 2万3,400円

(2) [略]

ア 飲食店営業（イに掲げるものを除く。） 1万7,200円

イ 飲食店営業のうち、仮設営業を行うもの 8,200円

ウ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、そ
の調理された食品を販売する営業 1万300円

エ 食肉販売業 1万2,100円

オ 魚介類販売業（カに掲げるものを除く。） 1万2,100円

カ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 8,200円

キ 魚介類競り売り営業 2万1,300円

ク 集乳業 1万2,100円

ケ 乳処理業 2万1,300円

コ 特別牛乳搾取処理業 2万1,300円

サ 食肉処理業 2万1,300円

ミ 複合型冷凍食品製造業 3万円

ム 潰物製造業 2万3,000円

メ 密封包装食品製造業 2万3,000円

モ 食品の小分け業 2万3,000円

ヤ 添加物製造業 2万3,000円

(2) [略]

ア 飲食店営業（イに掲げるものを除く。） 1万7,000円

イ 飲食店営業のうち、仮設営業を行うもの 8,000円

ウ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、そ
の調理された食品を販売する営業 1万円

エ 食肉販売業 1万2,000円

オ 魚介類販売業（カに掲げるものを除く。） 1万2,000円

カ 魚介類販売業のうち、仮設営業を行うもの 8,000円

キ 魚介類競り売り営業 2万1,000円

ク 集乳業 1万2,000円

ケ 乳処理業 2万1,000円

コ 特別牛乳搾取処理業 2万1,000円

サ 食肉処理業 2万1,000円

シ 食品の放射線照射業 2万1,300円
ス 菓子製造業 2万1,300円
セ アイスクリーム類製造業 2万1,300円
ソ 乳製品製造業 2万1,300円
タ 清涼飲料水製造業 2万1,300円
チ 食肉製品製造業 2万1,300円
ツ 水産製品製造業 2万1,300円
テ 氷雪製造業 2万1,300円
ト 液卵製造業 2万1,300円
ナ 食用油脂製造業 2万1,300円
ニ みそ又はしょうゆ製造業 2万1,300円
ヌ 酒類製造業 2万1,300円
ネ 豆腐製造業 2万1,300円
ノ 納豆製造業 2万1,300円
ハ 麺類製造業 2万1,300円
ヒ そうざい製造業 2万1,300円
フ 複合型そうざい製造業 2万8,300円
ヘ 冷凍食品製造業 2万1,300円

シ 食品の放射線照射業 2万1,000円
ス 菓子製造業 2万1,000円
セ アイスクリーム類製造業 2万1,000円
ソ 乳製品製造業 2万1,000円
タ 清涼飲料水製造業 2万1,000円
チ 食肉製品製造業 2万1,000円
ツ 水産製品製造業 2万1,000円
テ 氷雪製造業 2万1,000円
ト 液卵製造業 2万1,000円
ナ 食用油脂製造業 2万1,000円
ニ みそ又はしょうゆ製造業 2万1,000円
ヌ 酒類製造業 2万1,000円
ネ 豆腐製造業 2万1,000円
ノ 納豆製造業 2万1,000円
ハ 麺類製造業 2万1,000円
ヒ そうざい製造業 2万1,000円
フ 複合型そうざい製造業 2万8,000円
ヘ 冷凍食品製造業 2万1,000円

ホ 複合型冷凍食品製造業 2万8,300円
マ 漬物製造業 2万1,300円
ミ 密封包装食品製造業 2万1,300円
ム 食品の小分け業 2万1,300円
メ 添加物製造業 2万1,300円

ホ 複合型冷凍食品製造業 2万8,000円
マ 漬物製造業 2万1,000円
ミ 密封包装食品製造業 2万1,000円
ム 食品の小分け業 2万1,000円
メ 添加物製造業 2万1,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第33号議案

化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

化製場等に関する法律施行条例（昭和59年宮城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(台帳の備付け) 第11条 死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者は、次に掲げる事項 を記載した台帳 <u>(その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子 的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情 報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされてい る場合における当該電磁的記録を含む。)</u> を備え付けなければな らない。 (1)～(4) [略]	(台帳の備付け) 第11条 死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者は、次に掲げる事項 を記載した台帳を備え付けなければならない。 (1)～(4) [略]
(手数料) 第12条 [略]	(手数料) 第12条 [略]

(1) 法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可 申請1件につき 2万4,200円

(2) 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可 申請1件につき 1万7,100円

(3) 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可 申請1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 6,900円

2 [略]

(1) 法第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可 申請1件につき 2万4,000円

(2) 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定に基づく死亡獣畜取扱場(法第8条に規定する施設を含む。)の設置の許可 申請1件につき 1万7,000円

(3) 法第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可 申請1件につき(1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該数件の申請につき) 6,800円

2 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第34号議案

障害者体育施設条例の一部を改正する条例

障害者体育施設条例（平成17年宮城県条例第124号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料) <p>第11条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。<u>ただし、</u> <u>同表第1号の表個人使用の項及び別表第2号の表個人使用の項</u> <u>に定める使用料は、障害者のスポーツ活動のために使用する場</u> <u>合は、徴収しない。</u> 2～4 [略]</p>	(使用料) <p>第11条 使用者からは、別表に定める使用料を徴収する。</p>

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第11条関係）

(1) 体育館

使 用 区 分		使用料の額（団体使用にあっては1団体につき、個人使用にあっては1人につき）					
		午 前	午 后	夜 間	午前・午后	午后・夜間	午前・午后・夜間
午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
障害者のスポーツ活動 のために使用する場合	170円	220円	330円	390円	550円	720円	
その他の目的のために 使用する場合	2,200円	3,000円	4,500円	5,200円	7,500円	9,700円	
個 人 使 用	180円	240円	360円	420円	600円	780円	

(2) グラウンド

使 用 区 分		使用料の額（団体使用にあっては1団体につき、個人使用にあっては1人につき）		
		午 前	午 后	午前・午后
午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	
障害者のスポーツ活動 のために使用する場合	170円	220円	390円	
その他の目的のために 使用する場合	2,200円	3,000円	5,200円	
個 人 使 用	180円	240円	420円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第35号議案

福祉型障害児入所施設条例の一部を改正する条例

福祉型障害児入所施設条例（平成17年宮城県条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)
第2条 障害児を入所させて、保護 <u>並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援</u> を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第42条第1号</u> に規定する福祉型障害児入所施設（以下「障害児施設」という。）を設置する。	第2条 障害児を入所させて、保護、 <u>日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</u> を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第42条第1項第1号</u> に規定する福祉型障害児入所施設（以下「障害児施設」という。）を設置する。
2 [略]	2 [略]
(業務)	(業務)
第3条 [略]	第3条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
	(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため</u>

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、障害児施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(使用料)

第6条 法第24条の3第2項の規定による障害児入所給付費を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から障害児入所支援を受けたとき、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費等を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から短期入所による障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を受けた

の法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)に関すること。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)に関すること。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、障害児施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務

(使用料)

第6条 法第24条の3第2項の規定による障害児入所給付費を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から障害児入所支援を受けたとき、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定による介護給付費等を支給する旨の決定を受けた者が障害児施設から生活介護、短期入所若しくは施設入所支援(以下「生活介護等」という。)による

ときは、使用料として、次に掲げる額の合計額を徴収する。

- (1) 当該障害児入所支援に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「入所特定費用」という。）を除く。）又は当該障害福祉サービスに通常要する費用（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「障害福祉サービス特定費用」という。）を除く。）につき、内閣総理大臣又は主務大臣が定める基準により算定した費用の額（それらの額が現に当該障害児入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。以下同じ。）又は現に当該障害福祉サービスに要した費用（障害福祉サービス特定費用を除く。以下同じ。）の額を超えるときは、それぞれ当該現に障害児入所支援に要した費用又は現に障害福祉サービスに要した費用の額）
- (2) [略]

障害福祉サービスを受けたときは、使用料として、次に掲げる額の合計額を徴収する。

- (1) 当該障害児入所支援に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用（以下「入所特定費用」という。）を除く。）又は当該生活介護等に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「生活介護等に係る特定費用」という。）を除く。）につき、内閣総理大臣又は主務大臣が定める基準により算定した費用の額（それらの額が現に当該障害児入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。以下同じ。）又は現に当該生活介護等に要した費用（生活介護等に係る特定費用を除く。以下同じ。）の額を超えるときは、それぞれ当該現に障害児入所支援に要した費用又は現に生活介護等に要した費用の額）
- (2) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第36号議案

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成12年宮城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納 入 義 務 者</th><th>[略]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>15 法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は<u>第13項</u>の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>16 法第14条第6項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受けれる医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>17 法第14条第8項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>18 法第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	納 入 義 務 者	[略]	[略]	[略]	15 法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は <u>第13項</u> の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	16 法第14条第6項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受けれる医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	17 法第14条第8項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	18 法第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者	[略]	<p>別表（第9条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納 入 義 務 者</th><th>[略]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>15 法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は<u>第15項</u>の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>16 法第14条第7項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受けれる医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>17 法第14条第9項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>18 法第14条第15項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者</td><td>[略]</td></tr> </tbody> </table>	納 入 義 務 者	[略]	[略]	[略]	15 法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は <u>第15項</u> の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	16 法第14条第7項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受けれる医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	17 法第14条第9項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]	18 法第14条第15項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者	[略]
納 入 義 務 者	[略]																								
[略]	[略]																								
15 法第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は <u>第13項</u> の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]																								
16 法第14条第6項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受けれる医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]																								
17 法第14条第8項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]																								
18 法第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者	[略]																								
納 入 義 務 者	[略]																								
[略]	[略]																								
15 法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は <u>第15項</u> の承認を受けようとするときに受ける医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]																								
16 法第14条第7項の規定による政令で定める期間を経過するごとに受けれる医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]																								
17 法第14条第9項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査を申請する者	[略]																								
18 法第14条第15項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売に係る承認事項の一部の変更の承認を申請する者	[略]																								

[略]

[略]

[略]

[略]

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第37号議案

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年宮城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(医療費指数反映係数) 第4条 医療費指数反映係数は、 <u>零とする。</u>	(医療費指数反映係数 <u>の基準</u>) 第4条 医療費指数反映係数は、 <u>市町村間における年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案して定めるものとする。</u>
第5条 削除	(年齢調整後医療費指数) 第5条 年齢調整後医療費指数は、 <u>政令第9条第4項第3号に掲げる値とする。</u> 2 政令第9条第4項第3号イ(1)の条例で定める部分は、 <u>被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前</u>

年度の1月1日から当該年度の12月31までの間において当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額（当該療養（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第56条第1項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が80万円を超えるものの当該超える部分とする。

第17条 [略]

(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)

第18条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、政令第11条の2第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して定めるものとする。

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第19条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。

第17条 [略]

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第20条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、
政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第21条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、
零を超えるかつ、1未満の範囲内において定めるものとする。

第22条 [略]

第18条 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第38号議案

道路占用料等条例の一部を改正する条例

道路占用料等条例（平成8年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前				
占 用 物 件	単 位	占 用 料				
		所 在 地	第 1 級 地	第 2 級 地	第 3 級 地	
道路法 第32条 第1項 第1号 に掲げ る工作 物	第1種電柱		940	670	570	530
	第2種電柱		1,400	1,000	880	810
	第3種電柱		2,000	1,400	1,200	1,100
	第1種電話柱		840	600	510	470
	第2種電話柱		1,300	960	820	750
	第3種電話柱		1,800	1,300	1,100	1,000
	その他の柱類		84	60	51	47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	8	6	5	5
	地下に設ける電線その他の線類		5	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	820	590	500	460
別表（第2条関係）	地下に設ける変圧器	占 用 面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	500	360	310	280
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1 個に つき 1 年	1,700	1,200	1,000	940
	郵便差出箱及び信書便差出箱		710	500	430	390
	広告塔	表 示 面	5,400	1,900	900	580
占 用 物 件		占 用 料				
道路法 第32条 第1項 第1号 に掲げ る工作 物	1 本に つき 1 年	所 在 地	第 1 級 地	第 2 級 地	第 3 級 地	第 4 級 地
			800	570	480	430
			1,200	870	730	670
			1,700	1,200	990	900
			710	510	430	390
			1,100	810	680	620
			1,600	1,100	940	850
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	71	51	43	39
			7	5	4	4
			4	3	3	2
	路上に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	700	490	420	380
			430	300	260	230
			1,400	1,000	850	780
	地下に設ける変圧器	1 個に つき 1 年	600	420	360	330
			4,800	1,800	870	590

		積 1 平 方メー トルに つき 1 年													
	その他のもの	積 1 平 方メー トルに つき 1 年	占 用 面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	<u>1,700</u>	<u>1,200</u>	<u>1,000</u>	<u>940</u>								
道路法 第32条 第1項 第2号 に掲げ る物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	35	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>20</u>		外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メート ル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メート ル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メート ル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メート ル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	<u>1,400</u>	<u>1,000</u>	<u>850</u>	<u>780</u>			
	外径が0.07メートル未満のもの		50	<u>36</u>	<u>31</u>	<u>28</u>	<u>30</u>	<u>21</u>	<u>18</u>	<u>16</u>					
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの		76	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>42</u>	<u>43</u>	<u>30</u>	<u>26</u>	<u>23</u>					
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの		100	<u>72</u>	<u>61</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>45</u>	<u>38</u>	<u>35</u>					
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの		150	<u>110</u>	<u>92</u>	<u>85</u>	<u>86</u>	<u>61</u>	<u>51</u>	<u>47</u>					
	外径が0.2メートル以上0.3メート ル未満のもの		200	<u>140</u>	<u>120</u>	<u>110</u>	<u>130</u>	<u>91</u>	<u>77</u>	<u>70</u>					
	外径が0.3メートル以上0.4メート ル未満のもの		350	<u>250</u>	<u>220</u>	<u>200</u>	<u>170</u>	<u>120</u>	<u>100</u>	<u>93</u>					
	外径が0.4メートル以上0.7メート ル未満のもの		500	<u>360</u>	<u>310</u>	<u>280</u>	<u>300</u>	<u>210</u>	<u>180</u>	<u>160</u>					
	外径が0.7メートル以上1メート ル未満のもの		1,000	<u>720</u>	<u>610</u>	<u>560</u>	<u>430</u>	<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>					
	外径が1メートル以上のもの						<u>860</u>	<u>610</u>	<u>510</u>	<u>470</u>					
道路法 第32条 第1項 第3号 に掲げ る施設	自動運行 補助施設	道路法第 2条第2 項第5号 に規定す る自動運 行装置に よる検知 の対象と して設置 する導線 その他の 線類	地下に設 けるもの	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	5	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	道路法第 2条第2 項第5号 に規定す る自動運 行装置に よる検知 の対象と して設置 する導線 その他の 線類	地下に設 けるもの	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>2</u>
		その他の もの			17	<u>12</u>	<u>10</u>	<u>9</u>				<u>14</u>	<u>10</u>	<u>9</u>	<u>8</u>
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類	1 本に つき 1 年		<u>1,300</u>	<u>960</u>	<u>820</u>	<u>750</u>				<u>1,100</u>	<u>810</u>	<u>680</u>	<u>620</u>
		その他の もの	上 空 に 設 け る も の	占 用 面 積 1 平 方メー トルに	<u>840</u>	<u>600</u>	<u>510</u>	<u>470</u>				<u>710</u>	<u>510</u>	<u>430</u>	<u>390</u>
		その他の もの	地 下 に 設 け る も の		<u>500</u>	<u>360</u>	<u>310</u>	<u>280</u>				<u>430</u>	<u>300</u>	<u>260</u>	<u>230</u>

	その他のもの	つき 1 年	1,700	1,200	1,000	940		その他のもの	つき 1 年	1,400	1,000	850	780	
	道路法第32条第1項第4号に掲げる施設	同	1,700	1,200	1,000	940		道路法第32条第1項第4号に掲げる施設	同	1,400	1,000	850	780	
道路法 第32条 第1項 第5号 に掲げ る施設	階数が 1 のもの	同	[略]				道路法 第32条 第1項 第5号 に掲げ る施設	階数が 1 のもの	同	[略]				
	階数が 2 のもの		[略]					階数が 2 のもの		[略]				
	階数が 3 以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額					階数が 3 以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		2,700	950	450	[略]		上空に設ける通路		2,400	900	430	[略]	
	地下に設ける通路		1,600	570	270	[略]		地下に設ける通路		1,500	540	260	[略]	
	その他のもの		1,700	1,200	1,000	940		その他のもの		1,400	1,000	850	780	
道路法 第32条 第1項 第6号 に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	54	19	[略]	[略]	道路法 第32条 第1項 第6号 に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	48	18	[略]	[略]	
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	540	190	90	58		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	480	180	87	59	
道路法 施行令 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	540	190	90	58	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	480	180	87	59
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	5,400	1,900	900	580		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,800	1,800	870	590
	標識	1 本につき 1 年	1,300	960	820	750	標識	1 本につき 1 年	1,100	810	680	620		
		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	54	19	[略]	[略]	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	48	18	[略]	[略]	
	旗ざお	その他のもの	1 本につき 1 月	540	190	90	58	その他のもの	1 本につき 1 月	480	180	87	59	
		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルに	54	19	[略]	[略]	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルに	48	18	[略]	[略]	

		げる工事用施設であるものを除く。)	つき 1 日					
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	540	190	90	58	
アーチ	車道を横断するもの	1 基に	5,400	1,900	900	580		
	その他のもの	つき 1 月	2,700	950	450	[略]		
道路法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,700	1,200	1,000	940		
道路法施行令第 7 条第 3 号に掲げる施設		同	A に 0.034 を乗じて得た額					
道路法施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	540	190	90	58		
道路法施行令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		同	170	120	100	94		
道路法施行令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		A に 0.018 を乗じて得た額					
	地下(ト)階数が 1 のもの		[略]					
	トンネルの階数が 2 のもの		[略]					
	上の地下を除く。)に設けるもの		A に 0.008 を乗じて得た額					
	その他のもの		A に 0.026 を乗じて得た額					
道路法施行令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	同	A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額	A に 0.022 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.012 を乗じて得た額	A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額		

		げる工事用施設であるものを除く。)	つき 1 日					
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	480	180	87	59	
アーチ	車道を横断するもの	1 基に	4,800	1,800	870	590		
	その他のもの	つき 1 月	2,400	900	430	[略]		
道路法施行令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400	1,000	850	780		
道路法施行令第 7 条第 3 号に掲げる施設		同	A に 0.031 を乗じて得た額					
道路法施行令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	480	180	87	59		
道路法施行令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		同	140	100	85	78		
道路法施行令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.009 を乗じて得た額	A に 0.012 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		A に 0.017 を乗じて得た額					
	地下(ト)階数が 1 のもの		[略]					
	トンネルの階数が 2 のもの		[略]					
	上の地下を除く。)に設けるもの		A に 0.007 を乗じて得た額					
	その他のもの		A に 0.025 を乗じて得た額					
道路法施行令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	同	A に 0.012 を乗じて得た額	A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.019 を乗じて得た額	A に 0.022 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0.009 を乗じて得た額	A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.015 を乗じて得た額		

道路法 施行令 第7条 第10号 に掲げ る施設 及び自 動車駐 車場	建築物 その他のもの	同	Aに0.024を乗じて得た額				道路法 施行令 第7条 第10号 に掲げ る施設 及び自 動車駐 車場	建築物 その他のもの	同	Aに0.022を乗じて得た額				
			Aに 0.011を 乗じて得 た額	Aに 0.012を 乗じて得 た額	Aに 0.015を 乗じて得 た額	Aに 0.017を 乗じて得 た額				Aに 0.009を 乗じて得 た額	Aに 0.011を 乗じて得 た額	Aに 0.014を 乗じて得 た額	Aに 0.015を 乗じて得 た額	
道路法 施行令 第7条 第11号 に掲げ る応急 仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	同	Aに 0.015を 乗じて得 た額	Aに 0.017を 乗じて得 た額	Aに 0.022を 乗じて得 た額	Aに 0.024を 乗じて得 た額	道路法 施行令 第7条 第11号 に掲げ る応急 仮設建 築物	トンネルの上又は高架の道路の路 面下に設けるもの	同	Aに 0.012を 乗じて得 た額	Aに 0.015を 乗じて得 た額	Aに 0.019を 乗じて得 た額	Aに 0.022を 乗じて得 た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額					上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額					その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額				
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	同	Aに0.026を乗じて得た額				道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	同	Aに0.025を乗じて得た額						
道路法 施行令 第7条 第13号 に掲げ る施設	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下に 設けるもの	同	Aに 0.015を 乗じて得 た額	Aに 0.017を 乗じて得 た額	Aに 0.022を 乗じて得 た額	Aに 0.024を 乗じて得 た額	道路法 施行令 第7条 第13号 に掲げ る施設	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下に 設けるもの	同	Aに 0.012を 乗じて得 た額	Aに 0.015を 乗じて得 た額	Aに 0.019を 乗じて得 た額	Aに 0.022を 乗じて得 た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額					上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額					その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額				
道路法施行令第7条第14号及び第15号に 掲げる施設	同	Aに0.034を乗じて得た額				道路法施行令第7条第14号に掲げる施設	同	Aに0.031を乗じて得た額						

備考 [略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正前の第3条第2項ただし書の規定により既に徴収された占用料のうち、令和8年度以後の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第39号議案

宮城県建築審査会条例の一部を改正する条例

宮城県建築審査会条例（昭和25年宮城県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(招集)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号)<u>第163条の59第2項</u>において準用する建築基準法第44条第2項の規定により、知事から同意を求められたとき。</p> <p>(4) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>第163条の59第2項において準用する建築基準法第94条の規定に基づく審査請求に関する事務を行うとき。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(招集)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>(平成14年法律第78号)<u>第105条第2項</u>において準用する建築基準法第44条第2項の規定により、知事から同意を求められたとき。</p> <p>(4) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>第105条第2項において準用する建築基準法第94条の規定に基づく審査請求に関する事務を行うとき。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第40号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者等は、次に掲げる<u>子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第15条の3第1項及び第17条の2第2項において同じ。）のある学校職員が、県人事委員</u></p>	<p>(育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 任命権者等は、次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、<u>その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第17条の2第2項において</u></p>

会の規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子
- (2) 小学校義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6

同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員
 - (2) 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子の
ある学校職員であって、県人事委員会の規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和

条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで、第15条の3第1項及び第17条の2第2項において同じ。)』とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者等は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、県人事委員会の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、県人事委員会の規則で定める期間内にある第4

22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第17条の2第2項において同じ。)を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者等は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第14条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき学校職員に対して、県人事委員会の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、県人事委員会の規則で定める期間内にある第4条第2項若しくは第

条第2項若しくは第3項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

(休暇の種類)

第11条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。

(介護休暇)

第15条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

3項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

(休暇の種類)

第11条 学校職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 [略]

2 [略]

3 介護休暇については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第15条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、学校職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児で、12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

第15条の2 [略]

2 [略]

3 介護時間については、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 子育て部分休暇の時間は、県人事委員会の規則で定める1年の期間ごとに、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間を超えない範囲内

(2) 1年につき県人事委員会の規則で定める時間を超えない範囲内

3 子育て部分休暇については、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇（県人事委員会の規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、県人事委員会の規則の定めるところにより、任命権者等の承認を受けなければならない。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇（県人事委員会の規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、県人事委員会の規則の定めるところにより、任命権者等の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の3第1項に規定する子育て部分休暇を取得するため、新条例第16条の規定による承認を受けようとする学校職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、県の人事委員会の規則の定めるところにより、当該承認を請求することができる。

3 新条例第4条第1項に規定する任命権者等は、前項の規定による承認の請求があった場合には、施行日前においても、新条例第16条の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日以後は、同条の規定による承認とみなす。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第41号議案

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和39年宮城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
(高等学校の名称及び位置) 第4条 [略] <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td rowspan="2">仙台市</td></tr><tr><td>宮城県宮城野高等学校</td></tr><tr><td>宮城県広瀬ideal高等学校</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td rowspan="2">大崎市</td></tr><tr><td>宮城県鹿島台商業高等学校</td></tr><tr><td>宮城県大崎創成高等学校</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]	仙台市	宮城県宮城野高等学校	宮城県広瀬ideal高等学校	[略]	[略]	[略]	大崎市	宮城県鹿島台商業高等学校	宮城県大崎創成高等学校	[略]	[略]	(高等学校の名称及び位置) 第4条 [略] <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td rowspan="2">仙台市</td></tr><tr><td>宮城県宮城野高等学校</td></tr><tr><td>[略]</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td rowspan="2">大崎市</td></tr><tr><td>宮城県鹿島台商業高等学校</td></tr><tr><td>[略]</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	[略]	仙台市	宮城県宮城野高等学校	[略]	[略]	[略]	[略]	大崎市	宮城県鹿島台商業高等学校	[略]	[略]	[略]
名 称	位 置																												
[略]	仙台市																												
宮城県宮城野高等学校																													
宮城県広瀬ideal高等学校	[略]																												
[略]																													
[略]	大崎市																												
宮城県鹿島台商業高等学校																													
宮城県大崎創成高等学校	[略]																												
[略]																													
名 称	位 置																												
[略]	仙台市																												
宮城県宮城野高等学校																													
[略]	[略]																												
[略]																													
[略]	大崎市																												
宮城県鹿島台商業高等学校																													
[略]	[略]																												
[略]																													

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第42号議案

美術館条例の一部を改正する条例

美術館条例（昭和56年宮城県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分	観 覧 料 の 額 （ 1 人 1 回 に つ き ）		
	一 般		小学生、中学生、高校生、大学生及びこれらに準ずる者
	個 人	団 体	
常設展示	350 円	280 円	
特別展示	知事が定める額		

備考 「団体」とは、20人以上をいう。

別表第2（第5条、第7条関係）

名 称	使 用 区 分	使 用 料 の 額
県民ギャラリー	1 日 に つ き	1万3,100 円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第43号議案

歴史博物館条例の一部を改正する条例

歴史博物館条例（平成11年宮城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
区分	観覧料の額（1人1回につき）				
	一般	小学生、中学生、高校生、 <u>大学生及びこれらに準ずる者</u>	個人	団体	
常設展示	500円	400円			
特別展示	知事が定める額				

備考	[略]
別表第2（第5条、第7条関係）	別表第2（第5条、第7条関係）

名 称	使 用 区 分	使 用 料 の 額
講堂	全日	5万1,200円
	午前	1万9,200円
	午後	3万2,000円

名 称	使 用 区 分	使 用 料 の 額
講堂	全日	4万5,700円
	午前	1万7,100円
	午後	2万8,500円

備考 [略]

備考 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第44号議案

県行政に係る基本的な計画の変更について

宮城県国土利用計画について、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成15年宮城県条例第1号）第2条の規定により、別冊その1のとおり変更するものとする。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第45号議案

食の安全安心の確保に関する基本的な計画の策定について

食の安全安心推進基本計画について、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号）第6条第4項の規定により、別冊その2のとおり策定するものとする。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第46号議案

県行政に係る基本的な計画の策定について

宮城県消費者施策推進基本計画について、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成15年宮城県条例第1号）第2条の規定により、別冊その3のとおり策定するものとする。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第47号議案

文化芸術振興ビジョンの策定について

文化芸術振興ビジョンについて、宮城県文化芸術振興条例（平成16年宮城県条例第56号）第4条第4項の規定により、別冊その4のとおり策定するものとする。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第48号議案

男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定について

宮城県男女共同参画基本計画について、宮城県男女共同参画推進条例（平成13年宮城県条例第33号）第7条第4項の規定により、別冊その5のとおり策定するものとする。

令和8年2月17日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第49号議案

民間非営利活動の促進に関する基本的な計画の策定について

民間非営利活動の促進に関する基本的な計画（宮城県民間非営利活動促進基本計画）について、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例（平成10年宮城県条例第36号）第9条第3項の規定により、別冊その6のとおり策定するものとする。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第50号議案

安全・安心まちづくりに関する基本計画の策定について

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画について、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成18年宮城県条例第46号）

第7条第4項の規定により、別冊その7のとおり策定するものとする。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第51号議案

青少年の健全な育成に関する基本計画の策定について

青少年の健全な育成に関する基本計画（みやぎ子ども・若者育成支援計画）について、青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第11条第3項の規定により、別冊その8のとおり策定するものとする。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第52号議案

おおむね10年を期間とする食、農業及び農村の振興に関する基本的な計画の変更について

農業・農村の振興に関する概ね10年を期間とする基本的な計画（みやぎ食と農の県民条例基本計画）について、みやぎ食と農の県民条例（平成12年宮城県条例第114号）第8条第6項において準用する同条第4項の規定により、別冊その9のとおり変更するものとする。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第53号議案

水産業の振興に関する基本的な計画の変更について

水産業の振興に関する基本的な計画について、みやぎ海とさかなの県民条例（平成15年宮城県条例第48号）第7条第6項において準用する同条第4項の規定により、別冊その10のとおり変更するものとする。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第54号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月8日
- 3 契約の金額 13,200,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 概算払
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区鉄砲町西1番地の17 シーズンフラツツSENDAISEAST901

上野陽一

資格 公認会計士

令和8年2月17日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第55号議案

地方独立行政法人宮城県立こども病院が作成した業務運営に関する目標を達成するための計画の認可について

地方独立行政法人宮城県立こども病院が作成した業務運営に関する目標を達成するための計画について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、別冊その11のとおり認可するものとする。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第56号議案

令和8年度市町村受益負担金について

県は、次の表に掲げる事業に要する経費の一部を同表に定めるところにより、当該市町村に負担させるものとする。

事業名	市町村名	受益負担金の額	算出基礎	負担率	根拠法令
令和8年度農業 農村整備事業 (国営)	登米市	54,039,375円	国営かんがい排水事業に係る県負担金 199,890,291円のうち54,039,375円	27.035%	土地改良 法(昭和 24年法律 第195号) 第90条第 9項
	登米市	1,817,358円	土地改良施設突発事故復旧・防止事業に係る県負担金 17,717,358円のうち1,817,358円	10.258%	

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第57号議案

専決処分の承認を求めるについて

令和8年1月27日、選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求める。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第58号議案

専決処分の承認を求めるについて

令和8年1月23日、令和7年度宮城県一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分した。よって同条第3項の規定により、その承認を求める。

令和8年2月17日提出

宮城県知事　村井嘉浩